

國第五十五回
參議院社會勞動委員會會議錄第二十二號

昭和四十二年七月六日(木曜日)

午前十時二十九分開會

○委員長(山本伊三郎君) 次に、理事補欠互選の件を議題にいたします。

丸茂重貢君の委員辞任に伴い、理事一名欠員となつておりますので、その補欠互選を行ないたいと存じます。互選は、先例により、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、理事に植木光教君を指名いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

これより質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○佐野芳雄君 ただいま議題になつていてます駐留軍関係労務者の離職者の問題について若干お尋ねをいたしたいと思います。本件については、すでに衆議院で審議の際にわが党の同僚議員から相当詳細に質疑が行なわれております。また、社会労働委員会も三回にわたって審議を重ねているようでありますから、なるべく重複を避けるようにしたいと思います。

それで、駐留軍労務者の直接雇用の責任は防衛施設庁にあるわけですが、防衛施設庁に対してもいろいろのお尋ねはこの次の機会にいたしたいと存じます。そこで、防衛施設庁への質疑はあらたに欠として植木光教君が選任されました。また、本日、館哲二君が委員を辞任され、その補欠として丸茂重貢君が選任されました。

め別の機会ということにいたしまして、当面、きょうは時間の制約もあるようですが、提案者でありまする労働省に対しまして若干の質疑を行なうこといたしたいと存じます。

そこで、大臣まだお越しになつていませんが、有馬労働省職業安定局長は、衆議院での審議の中でも、二十年の間に人員整理その他によつて離職したこと状況を質問されたのに対しまして、有馬局長は、最近の十カ年、すなわち、三十二年度から今までの間の離職者は二十一万三千余名である、これらの離職者のうち、安定所に求職を申し込んだ者は十七万八千四百余名である、ところが、この求職申し込み者の中で就職した者は四万九千人余であると説明しておりますが、そうすると、十三万人余りの人たちは、仕事を求めて安定所の窓口をたずねましたけれども、結局就職の機会と場所を得られなかつたということになるわけであります。この事実をどのように、大臣はおりませんから、局長は見ておられるのか、また、就職できなかつた人たちはどうなつてゐるのか、そのお考えをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(有馬元治君) 過去十年間の離職者の就職状況は、概略だいま御指摘のあつたとおりでございますが、駐留軍の場合に安定所を通ずる就職率が三割前後という状態で、やや低調でござりますが、これは御承知のように、離職者の中でございまして、高額である、職種が駐留軍独特の職種度から調べてみると、やはり年齢が非常に高い、な職場もございまして、再就職が非常にむづかしい条件が重なつておるのでございます。しかし、何と申しましても、離職者のうちで就職ができる

い者の年齢を見ますと、約七割近くまでが六十歳未満の方になつておるというふうな、高齢者である関係でなかなか就職ができるないというふうな状態に相なつております。私どもとしましては、さらく一そく再就職の強力なあっせんをいたしまして就職率の向上につとめてまいりたいと思っておりますが、過去の実績はそういう状態に相なつております。

をさらに創設いたしますならば、昨年の法改正とともにあわせまして、離職者の就職援護に万全が期せられるというふうに考えますので、今後の再就職につきましては、さらに一段と効果があがってくらう、こういうふうに考えておるわけでござります。

点もあることは御承知のとおりでござります
とえば保安解雇というような特別の措置も許さ
れておる。そういう観点から、政府といいたしまして
は、炭鉱離職者並みの特別の離職者対策を実施をす
いたとしておる次第でございます。御承知のと
おり、今回の債務保証は、五十万円まで無担保、
無利子で貸し出しますが、これにて、今まに
てはございません。

下での日本が行なうべき重要な役割りを果たしてきたというふうに私は評価をしなければならぬと存じます。当然政府もまたそういう立場で、今日の駐留軍労働者が占領下においてどんなに苦勞して、どんなに世間からいろいろな目で見られながら、日本の政治と申しますか、経済と申しますが、土着の重要な役割を果たすべきこと

○佐野芳雄君　ただいまの局長の御答弁も実際はわかるのですけれども、高年齢であるとか、あるいは賃金のベースが少し高いとかいうふうなことは、これは私は理由にはならぬのではないかと思ひます。特に大事な点は、就職の申し込みをした人が十八万人おる、五万人の人が就職の機会を与えられた、あと十三万人は安定所を通していろいろ運動したにかかわらず、就職の機会と場所を得ることができなかつた、私はまことに遺憾だと思ひます。

考えられない、炭鉱離職者との駐留軍関係だけはござります。そういった措置を講じてまいりたいというものが本法案の趣旨でございますが、もちろんこれでも中高年が非常に多いことと、しかし、離職者というのは首切りによる、あるいは政府による強制的な処置というものはわりあい少ないものでございまして、みな自然に辞退していく。そういう関係上、今後石炭のように大量の整理、強制的失業というものは考えられませんけれども、こういったところに対する、中高年で

見て、十年前、十五年前、あるいは二十年前の彼の苦労を無視するようなことがあっては私はいかぬのじゃないかといふに實は考えます。二十年の歴史の中で日米の関係も変化してまいりました。日本の今日はたいへんな進展を示しております。この日本の発展した姿の中にこの人たちの努力と苦労が私はあると思うのですが、そういう点について大臣は一体どうお認めになりますか。

○國務大臣(早川崇君) 全く佐野先生の御意見のとおりと考えます。

うのです。本来、これらの人たちはすべて健健康康ければ生活ができない、仕事がなければ生きていけない人々なんです。生活の道を求めて、おそらくみなみならぬ苦労をしておると思うのですが、政府は、こういう駐留軍の労務者は、ある意味において政府の要員でありまする者に対して、もつと真剣に積極的に就職の援助の努力をすべきであると思いますが、単に高年齢であるとか、家族構成がこうであるとか、あるいは賃金のベースがこうだということだけでこういうふうな状態を見のがすことはできないと思うのですが、その点いかがですか。

ねのじやないかと思うわけです。特に駐留軍の労務者は昭和二十年の終戦によつて生まれた新しい職場なんです。これらの人々は戦後の在日米軍の支配下で米軍に使用されるという特殊の環境の中で労働してきたわけです、よきにつけ、あしきにつけ。したがつて、普通一般の職場とは異なる条件のもとで、一般の職場の人たちには考えられぬいような苦労をしてきておるはずであります。使用者は在日米軍であります。しかし、雇用主は国でありますから、日米共同管理方式によるすべつの労務管理が行なわれておるわけですから、政府

○佐野芳雄君　全く同じ意見であるということは
けつこうなんですが、それならそういう立場から
私はいろいろお考えをいただきたいと思うわけで
す。今まででもそういうふうなお考えでいろい
ろ作業をされてきてると思うのですけれども、
まだ十分ではないのではないかというふうに実は
感じます。御承知のように、昭和二十年に駐留軍の労務者は大体三千
人が参りましたじぶんの駐留軍の労務者は大体三千
万人おったはずであります。それが今日では五万
人になつておる。このことは、そのこと自体、日
本の進歩と発展の成果の結果と言えると思いま
す。

○政府委員(有馬元治君) 離職者に対する就職援助措置につきましては、昨年に駐留軍の離職者措置法を改正いたしまして、雇用奨励金、あるいは再就職促進のための就職促進手当、石炭離職者並みの援助措置を講じたわけでござりますが、新たにそれに加えまして自営業の援助措置といいまして、自営支度金、あるいは債務保証制度といたものを創設いたしました。離職者の中には約一割前後の自営業希望者が過去の実績から見ましてもございます。これにこたえてこういった措置

はそういう立場で対応する姿勢をとるべきであると考えます。そういうふうな考え方の上に立つて、ひとつ政府の基本的な姿勢を私は伺っておきたいと思います。労働大臣にひとつお答えをお願いしたいと思います。

るわけです。しかし、私は、終戦後駐留軍労働者が生まれましたじぶんからこの組合に関係した経験を持っております。当時はほとんど一般の人たちからは、駐留軍に働いておるということで、特別の目で見られるような状況であったわけです。そういう中で苦労して仕事をしてきたわけです。しかも、職場は、今日と違いまして、占領下といふ条件の中で働いておったわけです。それはそのままして、この人たちのこういう努力が、そしてそういう人たちの労働が、ある意味では占領

すそらすると、この間この離島から去つて行かれた数多くの労務者に対しても、政府はもつと、いまの考え方からいいますならば、あたたかい目をもつて見てやる必要があると思うのであります。そこまで、これらの駐留軍関係の労務者は三十万から五万になつてゐるわけですからけれども、二十万人をこえる駐留軍関係から去つていつた駐留軍離職者について、その現状がどうなつておるかといううなことについて調査をされたことがありますかどうか、また、彼らのための保護対策をどうい

ふうにお考えになつておるか、局長から承りたい
と思います。

○政府委員(有馬元治君)　過去の離職者についての帰趨状況の調査は、現在のところ、防衛庁が一年を限つての帰趨調査はやつておりますけれども、それ以上さかのぼつての帰趨調査は、現在のところ、やつておりますので、私どもとして過去の離職者の生活状態がどうなつておるか、詳しいことはわかりませんが、過去の離職者であつても、求職の活動を続けておる方々については、安定所としましてはこれを重点的に再就職のあつせんをすると、いう指導を行なつておりますので、古い離職者についても就職のあつせんについては努力しておる、こういう状態でございます。まあそういう状況でござります。

に、駐留軍の労働者ができましたじぶんから組合の世話をいたしておりました関係から、数年前まで、人員整理がありましたたびにいろいろな相談を受けてまいりました。そういう人たちとともに、職場を失った人たちのためにいろいろの仕事の努力も実はしてきた経験があります。県の協力を得ながら、あるいはクリーニングをやっておった人たちを集めてクリーニングの工場の経営、あるいはたとえ作業をしてみたり、あるいはタクシー会社をつくって運転手をみなそこに集めたり、また、返還された土地の利用の方法を県とともに相談をして仕事をしたり、そういうこといろいろな仕事をしてまいりました。そこで、彼らの今度の法案でも、自宮の問題についての配慮がされておるようありますけれども、先ほど有馬局長の言うように、高年齢である、家族構成がどうである、賃金がどうである、いろいろな事情があると思うのですが、そうすると、転職の困難な者でも、技術は十分に身につけているはずなんあります。したがって、そういうような者に対しては、そういうふうなあなたまかせといいますか、本人の力でかつてにやるというだけではなしに、先ほど大臣が言われたように、もう少し駐留軍の労務者に対し

して特別な配慮をするということであるならば、

そういうふうな点についてももう少し積極的に
を尽くしてやるというふうな考え方が持てない
のかどうか。単なる本人まかせの自営の奨励だけ
ではなしに、そういうふうなことが真剣に考えられ
ないかというふうに私は主張いたしたいのであります。
そこで、聞きますと、追浜であるとか、小金
地域の一部返還された三元の基地に民間工場を説得
して、現在工場地域としているということを聞
ておりますけれども、そういう例はほかにもあ
ります。そういう所があればこの際教
えておいてもらいたいと思います。

績を、神奈川県の状況についてみましても、御指摘のような事業について自営業開始をしておる例が相当ござります。ムドラー、今回賃務保正制によ

○国務大臣(岸川宗吾) もし遊休しておつて、軍
ます。

事上の支障のない地域がもしあるとするならば、今後これが平和産業への転換のための用地として利用できるように努力いたしたいと思います。
○佐野芳雄君 いままでにも三十万人の労務者が五万人になつておりますけれども、その過程では在日米軍の戦略配置の変更やら予算の削減、政策の変更、行政機構の改革等での人員整理がおもに行なわれてきているわけですが、そういうことで駐留軍労務者は常に不安定な雇用条件に置かれておるわけであります。政府としてはこのようないろいろな労務者の不安状態を改善するためにどういうふうな考え方を持來にお持ちであるのか、そういう方法があればひとつこの際示してもらいたいと思うのです。たゞ一つ、又すよ、主に駐留労務者の遣戻

者を、公共企業体、あるいは民間産業などに優先雇用する努力をしてきておるわけありますけれども、最近はそういうふうなことについでもちょっとと努力が薄くなっているよう私たちは受け取るわけです。したがつて、さらに積極的にあるいは公共企業体に、あるいは民間産業にはんとうに今度の法改正によってされるような意欲的な点は見られないでもありませんけれども、具体的に離職者の再就職について、あるいは、また、その保護対策をさらにもつと強く進める御決意をお持ちになつてあるかどうか、一応お伺いしておきたいと思います。

○政府委員(有馬元治君) 御承知のように、離職者の発生状況は、最近数年前と比べまして非常に減つております。特にまあ離職を余儀なくされる人員整理による分はさらに減つておりますし、二千名程度に下がっておりますが、これらの方々について、政府関係機関、あるいは官公庁、こういった方面に極力再就職をあっせんするという努力は今後ともなお続けてまいりたいと思います。それから、離職者がなるだけ出ないよう、あるいは出る場合においても、事前に極力情報をキャッチいたしまして、再就職態勢を早く整備する、こ

ういう点につきましても、施設庁を通じまして、米軍当局と連絡を緊密にしながら、その努力は今

後も続けてまいりたいと思いますので、離職を全儀なくされる場合におきましても、再就職のためのあっせん体制、あるいは訓練体制というものが、できるだけ前広に十分整備をしてまいりたい、かように考えておるわけあります。

ちはあるわけですが、このよきが事はいへ
までも継ぐ性質のものではないのであります
し、また、一日も早くベトナム問題の平和を私た
ちは取り戻さなければならぬと考えます。そうち
ますと、当然の結果として人員の整理がそれと關
連いたしまして、必ず整理が起つてくると予想
されます。また、御承知のように、駐留軍労働者
は安保条約に基づく地位協定によって労務に従事
する労働者でありますから、安保条約も一九七〇
年までの期間であります。このような状況下に
あって雇用状態は一そり不安定になると私たちは
思うのですが、それだけに、労働者はまた非常な不
安を絶えず抱き持つて職場で働いておる、こうい
うふうに考えられるわけです。安保改定時期を目
前に控えて、米軍は駐留軍労働者の今後の方向に
ついて政府に何らかの申し入れを行なうことにな
ると思いますが、政府全体としてはどのような方
針でこういうことについて進んでいこうとされて
おるのか、ひとつ大臣から政府の統一見解のよ
うなものがあれば聞かせていただきたい。

○國務大臣(早川泰君) 衆議院の枝村議員からも
御質問がありましたがときに答えたのでござります
が、結局駐留軍の労務者が不安がっているのは、
一九七〇年で安保条約が切れるのじゃないか、先

行き非常に不安になっているという御質問でございました。また、ただいまの佐野先生の御質問も、基本的には、この駐留軍というものは矛盾した一つの性格を持つてゐるわけでございます。平和で日米安保体制がなくなる、軍隊がなくなると、いう場合には当然必要のなくなる労務者である。しかし、政府といたしましては、予算委員会、本会議でたびたび佐藤総理が声明しておるとおり、日米安保体制といふものは、一九七〇年がきましても、極東の全般的平和が一挙に改善されない限り、長く堅持すると、こう言明いたしておるわけでございまして、基本的に駐留軍労務者が非常に必要がなくなる、もうすでに非常に少なくなっていることは御承知のとおりであります。最小限度のそういう駐留軍労務関係の必要性は、少なくとも、自民党政権が続く限り、御安心されていいのではないかと、こういうことを申し上げざるを得ない次第でございます。ただ、軍事的なものに伴う労働者でござりますので、国際情勢にも影響されまして、若干の出入り、必要なふえたり減つたりということは、これはやむを得ないと思ひます。したがつて、現在は大体この二千人程度で、大幅な整理ということは考えられませんが、そういう人たちに備えまして、今回御提案申し上げた自営業者をも含めまして、特別の離職者対策、石炭労務者並みの、手帳制度なんかはあります、ほぼ炭鉱離職者並みの特別の措置を講じておる。したがつて、駐留軍労務者も、そういう点では一応御安心いただいて、三年後はもうだめになるのじゃないかというお考えは、少なくとも、私は、現在の政府の方針が引き継がれていく限り、御心配ないよう願いたい、かように存する次第であります。

いろいろ想定をして、不安定な感情の中で労務にいそしんでおるという実情は否定できないと思う。したがつて、いまおっしゃるような、なくならないから心配せぬでいいというようなことで問題の片づくものでないことだけはひとつ御承知置き願いたいと思います。

そこで、時間がありませんから問題に入りますが、雇用促進事業団が駐留軍関係離職者の援護業務として、自営に対する援護対策を強化するため、離職者が企業を開始する場合には自営支度金額を支給する、こういうふうにいっておるようあります。その場合の自営支度金の額及びその支給要件をどのように考えておるのか。また、債務保証を含めて、自営援護対策を強化することの効果についてどれだけの確信を労働省のほうは持つておられるのか。また、その予算措置などについてどういうふうにして対策を持っておられるのか。さらに、自営業を開始する離職者には自営支度金が支給されることになるのですが、再就職するものに修学資金、支度金の支給の制度が設けられないのは、同じようになくておる離職者としての均衡を失うことになると思うのですが、そういう点について、有馬局長はどう考えておられますか。特に先ほど申しました予算の関係、あるいは自営支度金の額、支給の要件等についてひとつ御説明ができればしてもらいたい。

ますするが、駐留軍の場合にはその制度がない、いふべきではない、といふべきであります。この不均衡をどう考えるのかといふうな御指摘でございましたが、私ども、まあ関係者の意見をいろいろと聞いて今まで対処しておるわけでございましたが、再就職奨励金については今まで必ずしも強い要請がなかった。昨年の改正におきましては改訂されましたけれども、再就職奨励金については改訂されなかつた、こういうふうな経緯がございました。これは危険手当の改正がございましたけれども、雇用奨励金制度と就職促進手当制度は創設されましたけれども、再就職奨励金については改訂されなかつた、こういうふうな経緯がございました。でも、私どもも審議会等においてこの点の意見は十分徴しておりますが、その必要性が今後出てまいりますならば改正の検討が必要だと思ひますが、今日の段階においては、この制度はまだ必要でないというふうに判断をいたしておるのでござります。

は保証限度も百万円というふうに考えておったのですが、それを二百万円まで例外的に限度を拡大できる、こういった措置も講じたわけでございまして、私どもとしましては、国会の審議の過程における御意見を十分尊重して、この業務方法書で融資条件をきめてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○佐野芳雄君　いまのお答えの中で一つお聞きしたいのですが、一年未満のものに七十五日分の就職促進手当を出すということですが、この場合に家族手当等はどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(有馬元治君)　扶養加算も含まれます。

○佐野芳雄君　含んだ額で七十五日ですか、プラスですね。

○政府委員(有馬元治君)　はい、含んだ額です。

○佐野芳雄君　離職者が自営のために資金を金融機関から借りるというふうな場合の債務保証をするということは、一体どういうふうな形式なのか、もう一ぺんひとつ御説明願いたい。

それから、債務保証制度のあらましをもうちょっと詳しく具体的にお示し願いたい。そして債務保証についてどの程度の危険率を見込んでおられるのか。それから、本年度はどの程度の予算を準備しておるのか。一般の融資の場合の危険率とどの程度に考えておるのか。債務保証を決定するのは、離職者については職安の所長が認定することになると思うのですが、その具体的な認定基準等はすでにお話になつておるのですが、それを示してもらいたい。

それから、もう一つ、いま局長からお話をあつたのですけれども、債務保証制度でなく、低利の直接融資制度を考えることはできないのかどうか、あるいはそれを考えなかつたという何か事情があるのかどうか。

○政府委員(有馬元治君)　今回改正をお願いいたしておりますが、債務保証制度は、離職者が自営業を開業する場合に金融機関から融資を受けます。

その債務を雇用促進事業団が保証する。すなわち、離職者が債務の弁済ができなくなつた場合に、事業団がこれにかわつて弁済をする制度、こういうのが債務保証制度の骨子でございます。それで、その主たる条件は、先ほど申しましたように、限度額が原則は百万円、例外的には二百万円まで保証できる、さらに保証期間は最高五年、例外的には七年、こういう考え方でございます。保証料は、債務の額に対しまして日歩一厘、こういう条件でございます。で、予算の面から見ますと、保証費として百七十三万円を今年度は予定いたしております。危険率は五%という非常に高い危険率を見込んでおりますので、これは実際の実績が出ますと、この危険率はもう少し下がると思います。しかし、一応離職者の場合を想定したいままでの実績があまりございませんので危険率を高く見ておるという状態でございます。

も、「必要に応じ、一般職業訓練所又は総合職業訓練所の設置、新たな教科の追加、夜間における職業訓練等特別の措置」を行なうと臨時措置法の第十条でいつておりますが、職業訓練の実績は、駐留軍離職者に関しどうなつてゐるのか、また、就職指導の成果が実際にあがつてゐると思うのかどうか。それから、この法律の存続期間ですけれども、駐留軍労働者は、先ほど大臣おつしやつたように、まだ今後当分存続すると思ひますが、本法の存続期間を延長する予定があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(有馬元治君) 訓練の実績は、最近三年の状態を見ますと、離職者が非常に減つてきています。すなわち、三十九年度は七百四十七人が訓練所へ入所いたしましたが、四十一年は百十三人、非常に減つてしまつております。これは施設が減つたのではなくて、入所希望者が減つてきたという関係でございます。さらに就職促進手当を背景にした関係もございまして、漸次減少の傾向にござります。されば、三十九年度は七百四十七人が訓練所へ入所いたしましたが、四十一年は百十三人、非常に減つてしまつております。これは施設が減つたのではなくて、入所希望者が減つてきたとしてございまして、就職指導の実績でござりますが、これも昨年から今日までの状況を見ますと、手当の支給が約六百人ほどいまなされておりますが、大体実績としては頗調な運営がなされているのではないかと思ひます。

最後に、この措置法が十年間の时限立法になつてゐる関係で、来年の五月に期限がくるわけでございますが、その後の延長問題につきましては、私ども、駐留軍の離職者の発生状況、あるいは在日米軍の今後の駐留の見通し、これらを勘案いたしまして、いずれその時期になつて延長しなければならないのじやないか、こういうふうに一応意見を通しております。

○佐野英雄君 それでは、まだいろいろお尋ねいたしたい点もありますし、今までのお答えの中での納得のできない点もあるのですが、きょうのところはこの程度で一応とどめておきたいと思います。ですが、最後に資料を要求いたしておきますが、それあとで申し上げますけれども、最後にお尋ねいたしますが、駐留軍関係離職者等臨時措置

法によります離職者等対策協議会が一体現存する
ように活動しているのか、あるいは審議会のほう
も、何か年に三回か四回ぐらいか、非常勤の方が
寄つてやつている程度に聞いておりますけれど
も、一体その活動はどうなのか。それから、だら
だん地方の駐留軍労働者は少なくなつてるので
すけれども、しかし、各地方にも今日なお対策協
議会があるはずなんですが、そういう活動状況は
一体どうなのか、これをひとつ御説明を願い、場
合によつてはひとつ資料もお願ひしたいと思うの
です。

○政府委員(有馬元治君) 中央離対協、さらに地
方の離対協、これは都道府県は八県、市町村は十
八市町村にござります。これらの協議会の開催の
状況でございますが、中央の分につきましては、
主として幹事会を中心を開催されておりまして、
昨年一年間におきまして幹事会が四回、さらに労
働省に設置されております離職者対策審議会は
昨年八月設けられましたのですが、今日まで三回
開催をいたしております。地方協議会において
も、それぞれ予算を流して援助いたしております
ので、協議会をその地区ごとに開催をいたしてお
ります。こういった協議会の活動については、じ
みではございませんけれども、相当活発に行なわ
れているというふうな状況でございます。

○佐野芳雄君 それでは、きょうのところは私の
質問は一応これで終わりたいと思うのですが、初
めに申し上げましたように、防衛施設庁が本来の
この責任者でござりますから、後日あらためて質
問する機会を持ちたいと存じます。

そこで、そういう機会を持ちますために、この
際、資料の提出をお願いしたいと思うのです。
一つは、駐留軍関係離職者の現状についてであ
ります。一つは、駐留軍在職者の人員及び年齢構
成、そして性別の構成、それから、その人員の
推移、それをひとつお願いしたい。

それから、その後には、駐留軍離職者の発生状況
の推移と今後の発生の見通し、それをお願ひした
いと思います。それから駐留軍離職者の今日まで

○委員長(山本伊三郎君) 次に、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案及び炭鉱労働者の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案、両案を一括して議題といたします。

○御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 私は、まず第一に、ガス爆発による犠牲者というの、非常に多大な、たくさん人がお気の毒な状態に置かれているわけであります。皆さん御承知だと思いますけれども、三十年には三池三川鉱で四百五十八人の死亡者、八百名にのぼる一酸化炭素中毒者。これが四十年には北海道の夕張鉱において六十二名の死亡者、二十名の中毒患者。それから、四月九日には伊王島で三十名の死亡で、十四名の重傷。六月一日に山野炭鉱で二百三十七名の死亡者があつて、二十名の中毒者。四十一年には住友本別で十六名の死亡者に、五名の重傷者が出ていた。私から考えたら、こういうガス爆発というのは規定があつて、何%以上あれば作業を停止して引き揚げるとい

お出し願いたいと思います。防衛庁のほうから法人関係のほうは三十二年からだきましてから、そのほかのものがありましたらお願いいたしたいと思います。駐留軍離職者で自営業を営んでいたりがどれぐらいあるのか、自営業の内容はどういうことなのか、それらの人々の収入の状況はどういうことなのか。また、自営業を希望する者は現在どのくらいあると想定をされるのか、そういうひとつ資料をこの際お出し願いたいと思います。それに基づいてあらためてまたお尋ねしたいと思います。

これで私のきょうの質問は終わります。

○政府委員(有馬元治君) 至急取りそろえて提出いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

がいろいろな問題のある鉱山保安の問題の特殊があるのであります。これは一貫して生産と予防と一緒にやるようなことは困る。だから人間の命を守る労働省に鉱山保安問題を一本にせいということをやからましく言つてきた。ところが、通産省の鉱山保安局は、いまだに鉱山保安の問題は生産と一緒にやっておるのか。一体労働大臣、労働省としては、このなんびんにかけてやつておる。私は、このたくさんな犠牲者が出来られて、根本的に聞きたいためが、通産省鉱山保安局はどういうその後対策を立てておるのか。おつしやいまして、三十八年の三池災害以来におきまして数次の爆発事故がございまして、たくさんの犠牲を、おそらくこれはよそのことだからといって見ているわけにはまいらない。だから通産省と連絡協議をしてどういう対策をその後立てられたのか。まずそれを聞きたい。

第一点は、法規面での改正でございます。保安法規面では、三池災害以降、保安統轄者の制度、それから保安監督員の補佐員制度の創設という改正を行ないまして、保安管理機構の整備をいたしました。なぜなら、うち一名は必ず労働者の代表を選ばなければならぬということに相なつておるわけでございます。さらに、炭じんに関する規定は、この以前におきましては、特に注意すべき炭鉱だけを対象にしてやつておりますのでござりますが、石炭鉱種の鉱種別制度というものを廃止いたしまして、炭じんの爆発防止のための規制強化は全鉱山についてやるということを主たる内容とする整備を行なつてまいつたわけでございます。

第二点は、私どもの監督体制についての改善でございます。これはその後監督官の増員をいたしましたとか、特に九州には保安監督局に指導課を新設するというようなことで、組織上の強化もいたしますと同時に、巡回検査等の監督の頻度を高めますと同時に、従来やつておりませんでした総合検査でございますとか、ある個所を指摘いたしましたあと、十分に直つておるかどうかというような追跡調査をやるというようなくふうをこらしまして監督指導体制の強化につとめておるわけでございます。

第三点は、企業側が保安施設を完全に完備してくれますために、いまの石炭産業ではなお資力的に不十分な点もございますので、国としてこれを助成するということを努力してまいつたわけでございます。この助成面について申しますと、今年度で申しますと、工事ベースで約三十二億円の保安融資というものを、これは融資としては半額でございますが、石炭鉱業合理化事業団を通じまして、保安に直接貢献する施設の融資をいたしております。なお、今年度からは坑道掘進を従来の融

資への一歩から補助金へ一歩にかえまして、一段の役割りを果たすものと考えております。また、一方、この災害以降に真剣になりまして関係者が開発いたしましたガス自動警報機等、石炭鉱山における保安施設の中身になります保安機器開発を目的としたとして、今後機器の開発に補助金を交付することといたしております。

第四点は、技術面についての改善でござります。先ほど申しましたとおり、技術面での進歩は保安に関しましてもずいぶん変わってきておるのをございますが、さらにガス炭じん爆発防止に関する保安技術を開発普及するということで、たとえば従来の通気によるガス対策に加えまして、先進ボーリング等をやりますことによりまして濃いガスを直接パイプによって外へ出してしまって、どうやらガス抜きの技術開発、これはその後実施をされて相当に成功をいたしておるわけでございますが、そういうことでござりますとか、従来人間の手によりまして先ほどお話しのございましたガスの濃度を必要なときに測定しておくというのがこの災害以前の状態であったわけでございまして。これはそうひんぱんにやらせるということをいたしましても、時々刻々とガスの状態は変わります。これはその他の関係でうまくいかない状態でもございまます、四十一年ごろからはほぼ満足すべきものができ上がりまして、各鉱山にこれの設置をいま指導し、相当程度普及をいたしておるわけでございます。なお、また、この際に問題になりました一酸化炭素の自己救命器につきまして

は、各鉱山のある時点における最高額の作業員の数、これに見合ひうる自己救命器の設置というものを強制してまいつたわけでござります。なお、通産省自身といたしましても、これらのいろいろな技術開発に各種委員会等を使いましてやつておりますほかに、三池のあと炭じん爆発といふもののたいへんなおそろしさということからいたしまして、この予防試験のための試験炭鉱といふのを、九州に二億数千万円の国費を投入いたしまして、そこで炭じん爆発の防止、これについての技術開発を進めてまいつたわけでございますが、これは主としてどんな状態で炭じんが爆発やすいか、それから、爆発したときにこれが伝播するなどを防止するにはどういう措置がいいかというようなことで、従来の岩粉だなによる対策を水だなによる措置対策に切りかえたほうがより確実であるとか、あるいは自動水膜の技術を開発するとかいうようなことでやつてまいつたわけでございます。

以上申し上げましたように、防止面、監督体制面、助成面、技術面、私どもいたしましては、考え得ることについてのすべてにつきまして、一応鉱山保安協議会の学識経験者、労使代表といった方々の御意見も十分に尊重いたしまして最高の努力をしておるわけでございますが、申しますでもないことでございますが、鉱山における保安の確保をはかるためには、私ども人命尊重の基本理念に立ちまして、経営者、労働者相携えて保安法規を完全に順守するとともに、徹底した自主保安体制を確立して予防保安につとめることが絶対に必要であると考えております。そのつもりで努力はいたしておりますわけですが、残念ながら、いろいろな点で進歩をいたしましても、御承知のように、また、自然条件は刻々と悪くなつて、深部に入つてしまひますし、採掘しやすい所を先に掘つておりますので、残った条件の悪い場所に入していくくといふようなことから、必ずしも良好な成績をいまおさめておりません。この点はまさに残念でございますが、今後とも努力をいたす

卷之三

○國務大臣(早川崇君) 藤田委員の御質問は、もういうようくに炭鉱災害の多いときに、労働省が当然この主管官庁でなければならぬという御意見であるやに承つておるわけでござります。これには歴史がありまして、從来労働省の鉱山課でこれを扱つておつたのでございますが、加藤勘十労働大臣、それから水谷長三郎通産大臣のときに通産省に取られちゃつたわけでござります。それ以来現在のようない通産の行政としてやられておるのにござりまするが、私は通産省でやつていただいてけつこうだと思ひますが、ただ、やはりこの災害をなくするには、いろんな技術的な問題と同時に、責任感というものがなければならない。ですから、通産省がほんとうに責任感を持ち、会社が責任感を持ち、三池炭鉱のときに社長がやめられました。非常にぼくはりっぱな態度だと思ひます。何しろ現役の岡崎君が全日空の事故で責任をとられました。私が国家公安委員長で、ライツワード事件で責任をとりました。そういうような生き方を最小限度に食いとめる、それが末端にまで浸透するわけであります。私は日本航空の社長と親しくない、会社にもなければならぬ。それが事故のことを心配しておられます。最近日航には事故がない。私は炭鉱においても同じことなんですが、通産大臣、ひいては各鉱山会社の社長さんといふものが、ほんとうにこんなに災害の多い事業の監督者であり、また、経営者である場合には、日夜そういうことに責任感を持ち、関心を持っておるということが根本ではなかろうか。したがつて、これを労働省に移管するとか通産省に移管するとかという問題を越えた私は問題だと考へます。

話のような規則の改正、将来にわたって、労働省は専門家でございますから、微に入念に細をうがつた勧告を実施をいたしました。その結果、その中の相当部分が、ただいま局長御答弁のように、取り入れられてまいつたわけでございまして、われわれは主管官庁ではありませんが、労働者全体の災害というものに深い関心を持ち、また、責任を感じておるわけでございます。今後とも通産省に協力をいたしまして、特に法律上許されました勧告権、協議権というものを最大限に活用して、こういう悲惨な労働災害がなくなるように最善の努力をいたしたいと、かように考えておる次第でございます。

○藤田謙太郎君 いまお答えがありましたけれども、通産省は三池爆発以後いろいろな措置をとったと、こうおっしゃった。おっしゃつたけれども三池爆発以後四回も爆発しているわけですね。学問的には、いまの保安規程を守つていたら事故が起きないということをあなた自身も認めている。私も炭鉱保安の問題について、水没事故であるとか落盤事故であるとか、これはガス爆発と違うと私は思うのです。流通している中のガスをコンントロールさえしていれば起きないと、学問的にそういう結論が出るならば、私はそういう予防をやつていかなければいかぬ、ガス爆発が起きないという予防をやっていかなければいかぬ。いまの労働大臣の返事を聞いてみると、社長が責任とつたから事が済んだというようなものの考え方でござれと取り組むなんどんでもないことです。災害を受けた労働者やその家族はどうする、このことを明らかにしなければならぬ。私は前段に予防の問題を申し上げたからそういう返事になつたのかかもしれないが、どう議論をしているのじやない、この起きた被災者をどう救濟するか、または将来起きたかも知れない炭鉱労働者をどう守つしていくか、起きないよううにどうしていくか、起きた人の援護をどうしていくのかというのがわれわれきょうの議題とする

中心問題だとぼくは思う。ですから、私は、何と
いつでも生産をあげるために事業を行なう、そそこ
で業務中に事故が起きた、これは何といっても、理
屈がいろいろいわれたとしても、事業主の責任で
ある。だから最善の事業主の責任を果たす処置を
とらなければならぬというのが私は今日の事態で
あると思う。通産省はそのところあたりはどうぞ
考えておいでになるか、もう一度だけ聞いておき
たい。生産第一主義だといわれている通産省は、人
命の尊重についてどのように考えられておるか。
○政府委員(中川理一郎君) 通産省といたしま
ても、鉱山保安につきましては、鉱山保安に関連
いたします、ことに石炭産業、鉱山産業につきま
しては人命尊重ということが何よりも優先するこ
とだ、かように考えております。これは私どもと
しては当然のこととありますだけではなく、企業に
とりましても、いま藤田先生おっしゃいましたよ
うに、落盤事故でござりますとか運搬事故ですと
かいうような類発災害でござりますと、これはま
たあるいは心得の違った経営者の中にはそういう
考え方を持たない方もいらっしゃるかもしませ
ん。あるいは不十分である方がいらっしゃるかも
しませんが、いま当面、藤田先生おっしゃって
おります炭じん爆発なりガス爆発なりというもの
は一山の生命をも奪うことになるわけでございま
す。これは労働者の人命の尊重ということは当然
のこととございますが、この自然のことはひとつ
別にいたしまして、企業として考えましても、か
のような重大災害を起こしました石炭産業では、い
まの石炭産業全体の情勢もございますけれども、
もはや生産を再開するとか経営を続けるということ
とはあり得ないと私は考えております。みんなそ
のつもりでいま労使とも真剣に保安問題に取り組
んでくれているものと私は信じておるわけでござ
います。

もうという決議をいたしたということで、院がそこういう姿勢をきめた、そうして今日この国会で援護処置をきめようとしているわけあります。通産省もよく御存じだと私は思う。だから、むしろ被災労働者の援護を早くやってくれと、いま人命が大事だといわれるなら、もっと熱心に立法府で認めてそれを進めるという段階において通産省も努力されてあたりまえだとぼくは思っているわけです。そういうふうに理解されるものだと思う。一応私は通産省の質問はこれでとどめておきます。

そこで、労働大臣にお尋ねをしたいわけであります。が、昨年の国会で石炭労働者の援護処置を決議としてきめたわけをごぞいます。これは大臣よく御承知だと私は思うのです。そこで、今度の政府が提案された法律を見てみますと、一からためで申し上げますならば、労災審議会にかけました、かけましたけれども、その労働者が健康で働いておつて、そして働けなくなつたから自分の就職の保障もなくなつてしまふ、後遺症ができると働けなくなつても、前の健康で働いた当時の収入の保障もなくなつてしまふ、そういう悲惨な議論は、国民として身に迫る議論だと私は思う。被災者の皆さんや家族の実情を見てみたら、これはもう涙なしには聞かれないほど悲惨な状態に置かれている。ところが、そういう保障は何もなしで、審議会で意見があつたからまとまらなかつたといつて、今度のようにそこだけ抜いて立法してここに持つてくるということがどうしても私にはわからぬ。私たち社会党のほうも援護措置法を出しました。しかし、これも討論の場でありますから、援護しようといふ精神はどこことどこをどうしようと出発して、健康で働いた当時の収入と生活が守られるという条件がなくては、これはけがをしたら損のしつばなしということになつてしまふわけです。そんなことを抜いて立法化して提案された

ことがよくわからぬのです、私たちにしてみたら。それをひとつ聞かしていただきたい。その中の考え方はどうなんだ、国会でいろいろ皆さんと相談して何とか直したいというのか、労働省はもうあのままでいいというのか、そこらあたりのことを聞かしてもらわなければいけないと思う。

○國務大臣(早川崇君) 審議会は、参議院の御決議の趣旨に沿いまして、過去十回にわたりまして真剣にこの問題を検討いたしたわけでございまして、政府もあるいは審議会委員も、被災労働者に対する気持ちにおきましては藤田先生と御同様だと信じておるわけでございます。ただ、出てまいりまして法案が、社会党から出でておる法案と多少違つております関係上、藤田委員から不十分だといふような印象を受ける御発言でございますが、実際問題として、政府の出しておりますこの法案といふものは、炭鉱労働者に限りまして、かなり画期的な立法だと思っております。一産業に特別の措置を講ずるということ、また、健康の問題、さらに介護料を国から出すということ是非常に重要な改正だと信じておるわけでございます。ただ、本来直接の責任は、御承知のように、会社にあるわけでありますから、会社におきましては、労使の団体交渉によつて相当なうんざりした雇用されておる労働者の災害補償につきましては、労使とも、私は血の通つた団体交渉が持たれると思うわけでございます。そういうものがあわせ考えますと、炭鉱労働災害にかかる方に対しましても、まあ納得のいけるような措置がこの法案とあわせ考えまして期待できるものと考えておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 大臣は会社にあると、こうおっしゃつておる。しかし、どの企業でも、自分が事業を興こして利益をあげるために業務を進めるその中で業務中に災害が起きて、今日の社会道德からいっても、もうおまえは労働力が少なくなつたから首を切る、あと援護をしないなんていうことは許されないと私は思う。しかし、たとえばそういう災害責任を持たないような業者ができて、そういう感覚でその被災を受けた人を首切つてよろしいということを継続することは断じて許すべきではない。たとえばいまの基準法の十九条や七十五条や八十二条ということになつてくると、打ち切り補償の問題が書いてある。しかし、やせらんと人間の生命または被災者に対して完全に治癒してもとに返そうという努力の立法で前に進んでいくわけです。そして会社とみんな交渉していくと、いううちに、もはや労災保険法がだんだんと人間の命または被災者に対して完全に治癒してもらわなければいけないと思つた。これまでは療養をする、生活をみていく、病気もなおやつたらしいというなら、なぜ法律で明確にできないのか。これこそ業務中に起つた災害の被災者というものは法律で守つてやる。不心得者の業者が出ても、労働者はこの法律で守られていくといふところに第一の目をつけていくのが今日の憲法に基づく法律じゃないか。たとえば今まで千円もらっておった人が、だんだん労働力が少なくなつて、そして六百円の価値しかない、五百円の価値しかないということとでそれではほっぽらかしていいんですか。いまの労働大臣の言をかりれば、会社はそんなことをしないだろう、こうおっしゃるけれども、これもまた不心得者ができたらこればかり捨ててごめんということになつてしまつじゃないか。災害の責任について最近の議論をみてごらんなさい。たとえば公害基本法に出てきたように、人間の生命と健康を守ると言い出しながら、最後の対策をやるには経済との調和だと、こう言はれて、それで解雇制限をしておるというふう。経済の調和が整わなければ公害の処置もしないといふような法律に転化していく。最近の汚水とか大気汚染とか、ああいうものを見ておつても、いろいろの数式によつて、これは被害があつてしまふと大言壯語しておつても、阿賀野川しかり、また、水島しかりであります。それでも魚が死に、木が枯れ、人間の生活が非常に大気の汚染の中で圧迫されている。こんなことを許しておつては、そういう業務上労働不能になつた人を一生療養をみていく、そして家族も食えるといふ姿の実質的な補償ということを考えればいいのであって、そのためには介護料を月一万円出そ

うとする。これまでわれわれ人間社会が認めるわけにいかない。業者がこぞつてやるという不心得者が出ないようには法律で規制しておくべきじやないですか。不心得者が出てきたら法律で規制するのがあたりまえじやないです。法律ですることが近代社会のおきて、じやありませんか。そこを私は聞いていくと、いうぐあいに、もはや労災保険法がだんだんと人間の命または被災者に対して完全に治癒してもらわなければいけないと思つた。これまでは療養をする、生活をみていく、病気もなおやつたらしいといふところに第一の目をつけていくのが今日の憲法に基づく法律じゃないか。たとえば今まで千円もらっておった人が、だんだん労働力が少なくなつて、そして六百円の価値しかない、五百円の価値しかないといふことでそれではほっぽらかしていいんですか。いまの労働大臣の言をかりれば、会社はそんなことをしないだろう、こうおっしゃるけれども、これもまた不心得者ができたらこればかり捨ててごめんということになつてしまつんじゃないか。災害の責任について最近の議論をみてごらんなさい。たとえば公害基本法に出てきたように、人間の生命と健康を守ると言い出ながら、最後の対策をやるには経済との調和だと、こう言はれて、それで解雇制限をしておるというふう。経済の調和が整わなければ公害の処置もしないといふような法律に転化していく。最近の汚水とか大気汚染とか、ああいうものを見ておつても、いろいろの数式によつて、これは被害があつてしまふと大言壯語しておつても、阿賀野川しかり、また、水島しかりであります。それでも魚が死に、木が枯れ、人間の生活が非常に大気の汚染の中で圧迫されている。こんなことを許しておつては、そういう業務上労働不能になつた人を一生療養をみていく、そして家族も食えるといふ姿の実質的な補償ということを考えればいいのであって、そのためには介護料を月一万円出そ

うとする。これまでわれわれ人間社会が認めるわけにいかない。業者がこぞつてやるという不心得者が出ないようには法律で規制しておくべきじやないですか。不心得者が出てきたら法律で規制するのがあたりまえじやないです。法律ですることが近代社会のおきて、じやありませんか。そこを私は聞いていくと、いうぐあいに、もはや労災保険法がだんだんと人間の命または被災者に対して完全に治癒してもらわなければいけないと思つた。これまでは療養をする、生活をみていく、病気もなおやつたらしいといふところに第一の目をつけていくのが今日の憲法に基づく法律じゃないか。たとえば今まで千円もらっておった人が、だんだん労働力が少なくなつて、そして六百円の価値しかない、五百円の価値しかないといふことでそれではほっぽらかしていいんですか。いまの労働大臣の言をかりれば、会社はそんなことをしないだろう、こうおっしゃるけれども、これもまた不心得者ができたらこればかり捨ててごめんということになつてしまつんじゃないか。災害の責任について最近の議論をみてごらんなさい。たとえば公害基本法に出てきたように、人間の生命と健康を守ると言い出ながら、最後の対策をやるには経済との調和だと、こう言はれて、それで解雇制限をしておるというふう。経済の調和が整わなければ公害の処置もしないといふような法律に転化していく。最近の汚水とか大気汚染とか、ああいうものを見ておつても、いろいろの数式によつて、これは被害があつてしまふと大言壯語しておつても、阿賀野川しかり、また、水島しかりであります。それでも魚が死に、木が枯れ、人間の生活が非常に大気の汚染の中で圧迫されている。こんなことを許しておつては、そういう業務上労働不能になつた人を一生療養をみていく、そして家族も食えるといふ姿の実質的な補償ということを考えればいいのであって、そのためには介護料を月一万円出そ

うとする。これまでわれわれ人間社会が認めるわけにいかない。業者がこぞつてやるという不心得者が出ないようには法律で規制しておくべきじやないですか。不心得者が出てきたら法律で規制するのがあたりまえじやないです。法律ですることが近代社会のおきて、じやありませんか。そこを私は聞いていくと、いうぐあいに、もはや労災保険法がだんだんと人間の命または被災者に対して完全に治癒してもらわなければいけないと思つた。これまでは療養をする、生活をみていく、病気もなおやつたらしいといふところに第一の目をつけていくのが今日の憲法に基づく法律じゃないか。たとえば今まで千円もらっておった人が、だんだん労働力が少なくなつて、そして六百円の価値しかない、五百円の価値しかないといふことでそれではほっぽらかしていいんですか。いまの労働大臣の言をかりれば、会社はそんなことをしないだろう、こうおっしゃるけれども、これもまた不心得者ができたらこればかり捨ててごめんということになつてしまつんじゃないか。災害の責任について最近の議論をみてごらんなさい。たとえば公害基本法に出てきたように、人間の生命と健康を守ると言い出ながら、最後の対策をやるには経済との調和だと、こう言はれて、それで解雇制限をしておるというふう。経済の調和が整わなければ公害の処置もしないといふような法律に転化していく。最近の汚水とか大気汚染とか、ああいうものを見ておつても、いろいろの数式によつて、これは被害があつてしまふと大言壯語しておつても、阿賀野川しかり、また、水島しかりであります。それでも魚が死に、木が枯れ、人間の生活が非常に大気の汚染の中で圧迫されている。こんなことを許しておつては、そういう業務上労働不能になつた人を一生療養をみていく、そして家族も食えるといふ姿の実質的な補償ということを考えればいいのであって、そのためには介護料を月一万円出そ

勤けない人の保護云々という問題をここで言つておられるのだと思う。しかし、あしたから勤けないという人まで認定をして職場にはうり出そうとしたことがあるじゃないですか。そういう議論をしたら長くなるから、私は基本的な問題だけにいましばらくしているわけだけれども、こういうものの考え方自身が私たちには納得できぬのですよ、労働者になりかわって。皆さんは労働者の家族の皆さんとお会いになつたことがありますか。その日の生活に困っている不安定な状態に置かれていて、そして認定の一枚の紙になるか通告になるか知りませんけれども、その後は何の保障もない。炭鉱の労働者は社会の暗やみに落ちていくのじゃないですか。これは他の産業とは人間の生命にものさしを合わさしたら一緒やとおっしゃるかもわからぬ。しかし、通産省も言われたように、学問的、理論的にガス爆発、炭じん爆発は起りこり得ないということは、私もそう思います。水没事故、落落事故については作業の過失から出てきたような問題もありました。企業家が全責任を持つようないいということは、私もそう思います。水没事故、がちやんときめられておつて、それから三池以後五回も出て、それじゃ今後再び起きないとだれが保証するか、そのことが一つであり、いまその傷病のために呻吟している皆さん方にはそれじやどうこたえるのですか。当然じゃないですか。当然どの企業も、そういう事業場に起きた災害のことは守つておるとおっしゃるけれども、その守つているというのは、何で社会の規律だから法律に書けないか、不心得者が出ぬよう書けないか、あたりまえのことですよ。それくらい今度のガス爆発の事故の皆さんなんかを守つていくといふのが、近代化していく社会の私は法律というものはそういうものだ。どこに支障がありますか。支障がくるというなら、もっと根掘り葉掘りいえばどうなつていくのですか。それじゃ切り捨てごめんといい、よく世間でいわれる生産第一主義だから、人間の生命は軽く見ていいという結論しか出でこないじゃないですか。その基本的な問題を守

るということに前へ話が進まなければ、私はその問題だけを言つても、労働省があれでいいと言わぬばかりのことをおっしゃる。気持ちの上ではようわかるけれども、それでは炭鉱労働者を守ることとはできぬのですよ。また似たような産業が今後たくさん職業病として出てくるかわかりません。そういう労働者を守るはじめといふものを私はつけておくべきが当然だと思う。どうもそこのところあたりがよくわからぬ。

○政府委員(村上茂利君) 基本的な考え方方は大臣からお話をございましたので、私からいまの質問に関連して補足させていただきたいと思います。業務上の災害を受けられました労働者の方々につきまして、できるだけ手厚い措置をいたしたいという考え方方は藤田先生と私ども何ら違ひはないわけであります。ただ、その措置をできるだけ実情に沿いまして考えたいということから、大臣は先ほど長期傷病補償に移行した人の例につきましてのお考査を申し上げたわけでございます。長期傷病補償に移行したという者についてはそのような考え方もある。それから、長期傷病補償に移行しない、一応職場復帰できるといったような認定を受けた者についてはどうするか、こういう問題が出てまいります。今回提出した法案で特色の一つは、アフターケア制度を法律的に確立するという点です。精神障害、神経障害が生ずるという方々に対しましては、かりに医療を施すことがほぼ終わりましたよな平衡状態に達しましても、そのあとでさらにはアフターケアが必要であるということは十分考えられる。そういうものはどうするかという問題につきまして、詳しい内容は労働省令で定めますけれども、アフターケアという制度を設けたわけであります。

するわけでございまして、対象労働者のすべてを画一的に扱うということは必ずしも当を得ないかと存じます。その障害の程度にもよりますし、当人の能力にもよりまして、かりに配置転換をいたすいたしましても、個々具体的にきめなければなりません。その問題に結びついておるのが障害補償の問題だらうと思うわけであります。障害を受けましておるという者について前と同じ賃金が得られないぢやないかという問題が当然考えられる。私はもう明らかなことがあります。その低下した労働能力の部分をどのようにして補うのか、それを補償という面でどのようにして補うのかという面があるわけでございます。その点につきましては、現行の制度の上に立ちまして、できるだけ適切に障害補償を行なうよう行政的にも努力をするということは、審議会の審議の中でも申し上げ、審議会の答申にも出たところでございます。しこうして、その障害補償が現在適当かどうかという点については意見がございます。その意見がありますことにかんがみまして、労働省では障害補償専門家会議を開きまして、銳意検討をいたしております。したがいまして、私どもは問題意識として、神経障害とか精神障害をより適切に評価することが必要ではなかろうかというふうに存じておりますが、いま専門家の間で議論を進めております。しかし申上げて差しつかえないかと思ひます。そのような問題がございますので、ただいま藤田先生が御指摘になりましたもうもの点に気持ちは、何と申しますか、相当その点については向いておると申し上げて差しつかえないかと思ひます。そのような問題がございますので、ただいま藤田先生が御指摘になりましたもうもの点に

つきまして、これを具体的にどう措置するかといふ点については、それぞれこまかい対応のしかたがあろうかと存ずるわけであります。目下も鋭意検討を継続しておるわけでございまして、国会の審議過程におきまして、私どもまた意のあるところを申し上げまして御了承を賜わりたいと存じておる次第でございます。

○藤田謙太郎君 そのアフターケアとかリハビリテーションなんというものは、それは一般の病人においても当然国家や社会がやることです。それをやってやり抜いても、それじゃ後遺症のできた労働力は健廉な労働力に返りますか。似たようなことで、けがして後遺症のある人はどうして前の健康当時の労働力が生まれてくるのですか。いま学者で検討中だと言うけれども、学者で検討して今回のこの法律に入れられるのですか。それはいずれ追ってなんという話では、それじゃ何が補償になるのですか、ならぬでしょう。だから、この国会でそういう減収補償や生活保障ができたり、家族の皆さん方や遺族の皆さん方のいろいろの処置をこの法律の中に盛り込んで仕上げたいとおっしゃるなら、解雇制限も含めて検討してやってもらいたいという形のすべての意思なら私もわからぬことはない。将来において云々というようなこととでこの場をのがれていくというようなことはなかなか納得はできぬ。それはあまりにも少し私は扱いが軽んじられているんじゃないですか。この間、佐藤総理大臣でも、政府案と社会民主党とがある。しかし、これは超党派で、炭鉱労働者が一番喜んでもらえるものをつくってくれと答弁をしているじゃないですか。それは何ですか。それはやはりいまの被災労働者が保障され、守られるけれども、これでは足らないということは一へん足して、炭鉱労働者に一番喜んでもらうような立法援護措置をつくつてもらいたい、閣議で総理大臣がそう言っているんですよ。これは私たち参議

院の社会労働委員会で決議したばかりじゃありませんよ、与党の自民党と社会党が覚え書きをついている。これは御承知のとおりだと私は思っているんです。労働省が、それじやどの企業においても、業務上災害が起きたら会社でうまくやるだろうということで、首を切らないで減収をしておいて、それを全部労働省の責任で、佐藤内閣の手で全企業にそれはきちっと約束ができるんですか。できないでしよう、なかなかそんなことは。そこを私は明らかにしてもらいたい。

○政府委員(村上茂利君) 大臣が先ほどお答えしましたのと私が申し上げました点は、基本的な考え方方は、労使間ににおける労働条件の問題につきましては、労働法の基本構想としては、法律で労働条件をここにきめまして使用者に強制するものと、それから、労使の自主的な交渉によってさらにより以上のものを獲得できるという構造になつておるのではないか。そこで、法律で使用者に強制し、あるいは国みずからが行なうとすれば、どういう理論のもとにどの程度の措置をするかということにならうかと思うのであります。藤田先生のおおっしゃいますことは、労働者を守るために必要なところには私も十分同感でありますけれども、理解できるんですけれども、たゞ、法律という形態で使用者に強制し、あるいは国がみずから行なうという点につきましては、そこにはおのずから限度というものがあるのでなく、かろうか、その点を申しておるわけであります。したがいまして、もし実質的に満たされ得るものであるならば法律で書く必要はないじゃないか、あるいは、また、理論的に他の現行法律制度とぶつかり合うものにつきましてはきつちり筋道をつげまして、法律として处置をしなければいかぬといたします。いまの障害補償の格づけの問題にいたしましても、いま専門家の間で非常に大きな論争があるわけであります。たとえば両眼失明と両手両足の喪失はどうかとか、それと脳神経の障害はどのように、どちらを上にするか下にするかという、身体のいろいろな障害の状態とバ

ランスをとった評価をどうするかという点について非常に議論があるところでございます。そういう問題につきまして結論が出ておりませんものですから、これは事を回避するのではなくして、いま専門家の間で各種障害との比較評価といったような点について非常に真剣に検討されておりますので、そういう問題についてはにわかに具体的な結論が出来ない、こういうことを申しておるわけであります。かような基本的な立場に立ちまして、今後どうするかといふ点につきましては、法律の問題以外に、行政措置としてなし得る問題があるわけであります。この点につきまして、基本的な内容は労災保険審議会の答申にすでに指摘してあるところでござりますので、問題に向き合う姿勢といつたしましては、総合的に私ども考えたいと存じておる次第でございます。

○藤田茂太郎君 いままでの政府の経験の立場から、法律にするのはどうかという御意見、ここは立法府ですから、考え方方が同じなら立法府で法律をつくる、それから労使の間にいろいろのことが進むのじゃないか。行政措置としてはできるだけのことをしたいというなら、それは労働省で大いにおやりになつたらいい、それを社会の規律にわかれわれはしたらしい、こう思うわけです。立法府ですからね。私は、だからそういうものが一年の間検討されてきて、一番最初労働省に意見を申し上げたのは、そういう事態の中できてるのに、なぜそういうものには触れないでこういう法律をお出しになつたかということが質問の出発点です。

○委員長(山本伊三郎君) ただいまより社会労働委員会を再開いたします。

午前の議事はこの程度として、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後零時十八分休憩

○委員長(山本伊三郎君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

午前の議事はこの程度として、午後一時十五分まで休憩いたしました。

○政府委員(佐藤達夫君) 御承知のとおり、私どもの給与勧告は、五千数百の民間の事業所を直接にとらえまして、そこで四十数万人の従業員の一人一人の給与をシラミつぶしに調べ、これは大体四月時点ですべてあります。その結果、複雑な計算をいたしましてその水準を求めて、そうして公務員の四月現在の給与水準とこれを突き合わせて、その隔たりがどのくらいあるか、そうして隔たりがあればそれを埋めなければならぬという態度ですべてと從来やつておるのであります。したがいまして、その基本的な民間調査の進捗状況を申し上げなければいけませんが、これは五月中に申し上げなければいけませんが、これは五月中に取りまとめをやりまして、目下整理の段階、それがいまさらにこれをまとめる方法で分析をするという段階に入るわけであります。したがって、その結果が出来ますのが大体今月の末、あるいは八月上旬というものが例年の実績でございまして、例年ない高額賃金の引き上げ、こういうことがいわれているわけでございますが、そういう中で、国家公務員、地方公務員合わせまして、二百五十万、家族を含めますと五百万人以上の労働者がひとり取り残されて、いま物価の値上がり、ことに雑費の値上がり等の中で苦しい生活を強いられているわけでございますが、したがつて、そういう国家公務員、地方公務員の労働者の皆さんは人事院の勧告に対して一齊に目を向けて注目をしているところでございます。そこで、きょう総務長官がまだおいでになりませんから、人事院総裁にまずお伺いをしたいと思うのでござります。しかし、それだけで棒にもくいにもかからぬ、知らぬということをおっしゃるのかと私は

きなものがあつたということをござりますから、私どもとしても勧告は免れないだらうということを考えております。

○柳岡秋夫君　過去衆議院なり参議院のそれぞれの予算委員会なり内閣委員会等で論議をされておりますから、そういう点についての重複は避けたいたいと思いますが、人事院といふこの機関と申しますか、一体どういう任務を持ち、それから、勧告をするということはどういう目的を持つて勧告をするのか、その辺まことに常識的な質問でござりますけれども、お伺いしたいわけです。

○政府委員(佐藤達夫君)　十分御承知の上のお尋ねだと思いますけれども、われわれのお預かりしております仕事は、試験とか公正審理とかいろいろござりますけれども、その中で、当面は給与の問題だらうと思いますので、それに焦点を合わせて申し上げますが、要するに、御承知のように、公務員は公務員法によりまして団体交渉権、あるいは争議権というものを否定されておるわけでございます。否定しつばなしでどうていこれはいいことではない、それで済むことではありませんので、公務員法で中立機関である人事院に公正な立場から給与の勧告権というものを与えられまして、そして公務員給与のあるべき姿を勧告する、そして内閣なり国会なりの適切なる御措置を期待しておるというのが法のたてまえであろうと思ひます。したがいまして、普通に人事院は労働基本権の代償的機関だというようなことをいわれておりますが、その意味においてはまさにそうであろうといふうに考えております。

○柳岡秋夫君　そこで、また人事院給裁にあとで具体的な問題についてお伺いしたいわけですが、いま人事総裁の言われたように、人事院というものが昭和二十三年ですか、公務員のストライキ権が昭和二十三年でござります。給付担当長官として、この人事院の使命がそういう使命である立場からすれば、当然人事院勧告というものは政府においてこれを完全実施をするということが、

これは使用者としての責務からも当然である。私どもとしても勧告は免れないだらうということを考えております。

○柳岡秋夫君　長官の来る前に前置きとして、もうすでに民間企業においても、あるいは公労協関係の機関においても、例年ない高額の賃金の引き上げだといわれるような本年度の賃金の決定がなされておる。ひとり国家公務員、地方公務員のみがいま取り残されてこの苦しい生活をいられ

ております。したがつて、国家公務員、地方公務員の労働者は、一齐に人事院勧告、あるいはその勧告をどういうふうに政府が取り扱うかということについて非常に関心を持って見つめておる。したがつて私は、この際、具体的に勧告が出されなければわからぬというようなことはなしに、問題は政府がどういう誠意を示すかということが労働者が期待

しておりますところですから、そういう抽象的なことばかりではなしに、具体的に勧告が出た場合にはどうするという、まあそれは断定的なことは言えない

としても、少なくとも、いままでのようないかだらうこのと、ということをなしに、政府の一歩前進した中身というものをこの際明らかにしてやることが、私は、いま家族を含めて五百万人以上の国民に対する政府の義務ではないか、使用者としての責務ではないか、こういうふうに思

うのですね。

○國務大臣(塙原俊郎君)　いまおっしゃったことを、私全くそのとおりであらうと考えております。昨年度の場合には、まあ國家財政の状況から云々といふことも承つておりますが、今回、昨

年十一月から私このほうの仕事を担当いたしました。昨年十二月から私はこのほうの仕事を担当いたしました。そこで、関係閣僚の間で御相談いたしてお

りますが、その内容について具体的に述べるとおっしゃるのであります。いまその点を述べます。そこで、関係閣僚の間で御相談いたしてお

ます。ほどのお話は、笹川君の国家公務員共闘のお話で

ありますか、あの方々ともたびたびお目にかかることがあります。しかしながら、それが財政状況その

ことで、五月の二十三日ですか四日ですか、長官は、しかも具体的にどういうことをやるのかといふことについては、いまちょっとその話は差し控えたい、このように考えております。

○柳岡秋夫君　長官の来る前に前置きとして、もうすでに民間企業においても、あるいは公労協関係の機関においても、例年ない高額の賃金の引き上げだといわれるような本年度の賃金の決定がなされておる。ひとり国家公務員、地方公務員のみがいま取り残されてこの苦しい生活をいられ

ております。したがつて、国家公務員、地方公務員の労働者は、一齊に人事院勧告、あるいはその勧告をどういふうに政府が取り扱うかということについて非常に関心を持って見つめておる。したがつて私は、この際、具体的に勧告が出されなければわからぬというようなことはなしに、問題は政府が

どういう誠意を示すかということが労働者が期待

しておりますところですから、そういう抽象的なことばかりではなくしに、具体的に勧告が出た場合にはどうするという、まあそれは断定的なことは言えない

としても、少なくとも、いままでのようないかだらうこのと、ということをなしに、政府の一歩前進した中身というものをこの際明らかにしてやることが、私は、いま家族を含めて五百万人以上の国民に対する政府の義務ではないか、使用者としての責務ではないか、こういうふうに思

うのですね。

○國務大臣(塙原俊郎君)　いまおっしゃったことを、私全くそのとおりであらうと考えております。昨年度の場合には、まあ國家財政の状況から云々といふことも承つておりますが、今回、昨

年十一月から私はこのほうの仕事を担当いたしました。昨年十二月から私はこのほうの仕事を担当いたしました。そこで、関係閣僚の間で御相談いたしてお

りますが、その内容について具体的に述べるとおっしゃるのであります。いまその点を述べます。そこで、関係閣僚の間で御相談いたしてお

ます。ほどのお話は、笹川君の国家公務員共闘のお話で

ます。そこで、関係閣僚の間で御相談いたしてお

ます。ほどのお話は、笹川君の国家公務員共闘のお話で

イキ権の、あるいは國交権の代償機能というものの、完全に果たしていくにはどうしたらいいのか、ひとつそういう点をもう一度お聞かせ願いたいわけです。

それから、もう一つは、御承知のように、公労協労働者は、三十三年以降、仲裁裁定というものが完全に実施をされております。しかし、国家公務員関係は勧告が完全実施をされておらない。で、これはあとで労働大臣にお聞きしたいのですけれども、公労協関係の労働者の仲裁裁定が完全に実施をされるようになることをこの趣旨と申します。

お尋ねの方からござる。お尋ねになつた一例の趣旨と申しますが、どうしたことでそういうことになつたのか。それで、公務員だけがいまもつて差別を受けているこの現状をどういふうに考えておられるのか。これはひとつ総務長官並びに労働大臣からもお答えをいただきたい、こういうふうに思います。

○國務大臣（塚原俊郎君）公務員の立場というのも私はよく存じておるつもりであります。そこで、どうすることが一番よろしい方策であるかということと、どうすることができるつもありであります。そういうことと、忠実に守つて、これを完全に実施するということと、国家財政の許す限りにおいてそれをなすということが私がベストであるうと考えております。しかし、財政状況とにらみ合わしてそのベストの措置がとれない場合、ベターの方法というものが私はやはりあるはずだと考えておるが、それがそれなりにいところにいままでいろいろ御批判があつたと思ふのであります。もちろんヘンストをできるだけ望むのであります。ができるだけ、それができない場合にも、次善の策として公務員の方々の措置をとるということが私は給与担当大臣としての責任であると考えておるのであります。

それから、第二の御質問であります。三公社五現業の場合、今回調停段階で当事者能力がどうこうということをいわれながら解決をみたといふことは、これはまことにけつこうなことであります。また、従来とも、三公社五現業が解決をして、そりとして公務員のみが日の目を見ないといふお話を私はよく承知しておりますし、そこに公

公務員の方々の御不満もあることは私はよく存じております。三公社五現業は独立採算制の企業体であり、一般公務員とはその給与財源の調達方法並びに給与決定方式を異にしている結果、両者が必ずしも同じように取り扱われていないという実情はありますけれども、同じ仕事、まあ完全な同じ仕事とは申せませんが、同じような煙で働いている方にそういう格差があるというか、不均衡があるということは、これは私はたいへんな問題だと、このように考えておるわけであります。したがつて、繰り返すようではありまするが、公務員の方々の心情というものを私は考え、人事院の勧告といふものをできるだけ完全に実施する方向に向かって努力することが私たちの責任であり、また、できるだけの努力をその線に沿つて私はやつていただきたい、このように考えております。

で考えましたの場合に、根本精神において、やはり人事院勧告というものはできるだけ尊重して、総務長官のいわれますように、完全実施に近づけていきたい、できれば完全実施というような方針につきましては私も全く同感をいたしております。

○柳岡秋夫君 人事院が、いま労働大臣の言われたように、ILOの原則からいって、完全な代償機関ではないということは、私もそのとおりだと思います。それだからこそ、私は、よけいこの公務員に対する使用者としての責務、あるいは労働基本権を剥奪をしていくという立場からするこの公務員に対する態度、こういうものは、私は、公労協関係、あるいはその他の政府関係機関の労働者以上に、もっと真剣になって取り組んでいく必要があるというふうに思うのです。ところが、そ

のだから、ストライキ権を認めるとか、あるいは団交権を認めるとか、そういうようには結びつかない。また、最高裁の判例を見ましても、公務員は全体の奉仕者であるから、そういう面からの制約は違憲ではないという解釈、判例がたくさん出ておることは御承知のとおりだらうと思つておる次第であります。

○柳岡秋夫君　国会が代償機関である、こういうことですか。

では、人事院総裁にちょっとお伺いしますが、いまの労働大臣の、国会が代償機関であるといふ勧告なりを出してきた考え方といふものとどうふうに見解が合致するし、あるいは、また、

○柳岡秋夫君 人事院が、いま労働大臣の言われたように、ILOの原則からいって、完全な代償機関ではないということは、私もそのとおりだと思います。それだからこそ、私は、よけいこの公務員に対する使用者としての責務あるいは労働基本権を剝奪をしているという立場からすることの公務員に対する態度、こういうものは、私は、公労協関係、あるいはその他の政府関係機関の労働者以上に、もつと真剣になつて取り組んでいく必要があるというふうに思うのです。ところが、それがいまいろいろお話をございますように、ほとんど守られておらないというところに今日国家公務員、地方公務員の皆さん大きな不満が出てきているわけですから、私は、こういうことであれど、当然この完全な代償機関というものがない以上、国家公務員、地方公務員には憲法で保障された労働基本権というものが明らかににあると、法律的に。こういうふうに考えられるわけでございますけれども、その辺はどうお考えになつておりますか。これは労働大臣でも、あるいは総務長官でもけつこうです。

○國務大臣(早川崇君) 私の申し上げましたのは、ILO的な解釈では、要するに、国家公務員、一般公務員といふものの給与並びに勤務条件は国会における法令で定めることになつてゐること自体がもうすでに代償措置である。なぜならば、国会は最高の国民の総意のあれでありますから、西ドイツなんかの場合にはそういうことでストライキ権も団交権も公務員は認められておりませんが、ILOの解釈ではそれでいいのだと、いう、この法律解釈に立つておるわけでございます。したがつて、この代償機関といふものは、そういう面でそれが代償機関だ、こういう解釈でございま

ざいます。したがって、このストライキ権がないのだから、ストライキ権を認めるとか、あるいは団交権を認めるとか、そういうようには結びつかない。また、最高裁の判例を見ましても、公務員は全体の奉仕者であるから、そういう面からの制約は違憲ではないという解釈、判例がたくさん出ておることは御承知のとおりだらうと思つておる次第であります。

○柳岡秋夫君 国会が代償機関である、こういうことですか。

では、人事院総裁にちょっとお伺いしますが、いまの労働大臣の、国会が代償機関であるといふ見解について、人事院総裁としてはどういうふうにお考えになり、今まで人事院総裁として人事院勧告なりをしてきた考え方というものとどういうふうに見解が合致するか、あるいは、また、それとも違うのか、それをお尋ねします。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいまの質疑応答を拝聴いたしまして、なんだんさびしいような気持ちに追い込まれてきたわけであります、私は最初に、人事院は世にいう代償機関でありますとはっきり申し上げた理由は、先ほど前段に述べましたように、憲法二十八条の勤労者としての地位を公務員は持つておる。しかし、これはまたいま労働大臣が言われましたように、その他の条文からくる理由によつて団交権及び争議権を否認されている、これも事実で、説明としてはそういうふうになると思うのであります、それに対して、しかばば団交権にかかるべき機能を営むものがどこかになければならぬ、また、それを設けるのが筋だというのが、また大きな目から見た憲法法的精神であろうと思います。したがつて、国家公務員法には人事院というものを設けて、中立的な立場から適正な給与その他についての勧告権を与えた、これは一種の代償機関であると私は言つていふと思う、また、いま申しましたような前提からいえば、これは間違ひじゃないと思います。ただ、労働大臣の言われましたところもこれは一理あるので、私どもの勧告がそのものばかり法律と

しての効力をもつてこれはもう給与法そのものになつてしまふということであれば、完全に機能と

権限内で努力をいたしたいと思っております。

して代償的機能までも持つことになりますけれども、それはそうではないので、政府に勧告し、あるいは国会に勧告し、そうして立法ということによつてわれわれの勧告を実現さしていただくといふことからいえば、われわれは代償機関ではありますけれども、代償機能の面においては最終の立

法機関である国会とともに代償機能を営んでいます。これが規定をされておらないわけですね。一体そういう根拠と申しますか、理由というものはどういうところにあるのか。これは先ほど労働大臣は、すれども、勧告等に対する法的な拘束力というものが規定をされておらないわけですね。

○柳岡秋夫君 抽象的なお答えで、どうも納得がいかないのですけれども、この公労協の場合には三十五条でもつて法的拘束力というものが仲裁裁定についてはあるわけです。しかし、この人事院が規定をされておらないわけですね。一体どういう根拠と申しますか、理由というものはどういうところにあるのか。これは先ほど労働大臣は、すれども、勧告等に対する法的な拘束力といふものが規定をされておらないわけですね。一体そういう

ところにあるのか。これはまだ財源の問題だとうふうにいわれるかもしれませんけれども、どういうふうに大臣お考えなっていますか。

○政府委員(増子正宏君) 従来、人事院の勧告が

いわゆる勧告どおりに実施されていないという理由でございますが、ただいま御指摘がございまして、主としては財政的な事情ということ

が言えるかと思うのでございますが、と申しますのは、人事院の勧告は、御承知のように、四月現在における民間給与の調査をいたしまして、その結果に基づいて勧告を具体的に提出されるのは、まあ從来七月なり八月という時期になるわけでござります。つまり年度の途中ということになるわけでございますが、しかも、その内容は、御承知のように、五月にさかのぼつて実施するというようになります。つまり年度の途中ということになるわざでござりますが、それで、その内容は、御承知の見解、それはどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(早川崇君) 法律論としましては若干ニーアンスの違いが確かにござります。たとえば全通の郵便関係の先般の中郵事件の判決を読みますと、そこで、労働大臣はことしの春闘ではたいへん株を上げまして、まあ公労協関係の今までのような仲裁裁定という段階から一步前進をした解決のために指導された、こうしたことになつて、わざでございますが、六人委員会の一人として、労働大臣は、この人事院の勧告の取り扱いについて、そうした公労協関係の労働者に見せたようなやはり積極的な姿勢というものがとられるべきだ、こういうふうに思うのですが、その点はいかがですか。

○國務大臣(早川崇君) まことに微力でございま

すので、柳岡先生の御期待どおりいかが存じませんが、人事院勧告といふものは公労協の仲

裁裁定ほどの強い法律的な権限はございませんけ

れども、労働大臣といたしましては、一步でも一歩でも前向きに人事院勧告が実施されるように、微力ではありますけれども、私の与えられました

して、そういう根本精神におきましては御指摘のとおりだと考えております。

○柳岡秋夫君 そこで、そうした勧告が現在まで一回も完全実施されなかつた一つ原因といふものほどにあるのか。これはまあ財源の問題だとうふうにいわれるかもしれませんけれども、どう

一回も完全実施されなかつた一つ原因といふものほどあるのか。これはまあ財源の問題だとうふうにいわれるかもしれませんけれども、どう

なつたのではないか。私は、財源の問題よりも、やはり公

務員全体に対する考え方なり、あるいは公

姿勢のほうがそうした一ヶ月早めたということに

なつたのではないか、こういうふうに思うのですけれども、この一ヶ月早めたのをどういうふうに

見ておられますか。これはだれですか。

○政府委員(増子正宏君) 私から申し上げるのが

適当かどうか存じませんが、関係者の一員として

申し上げますが、いま申し上げましたように、従

来とも、勧告の実施というものは非常に困難に

あつておるわけでございます。しかし、それにも

かかわらず、何とかこれを改善したいという意向

が政府の部内に強くあることも事実でございま

す。まあ私どもの見方としましては、三十九年以

来それ以前の十月実施が一ヶ月繰り上がって九

月になつたということは、やはりそいつたいろ

んな困難な事情にかかわらず、何とか少しでもよ

くすべきだという努力がここで出でてきた、あらわ

れたというふうに見ておるわけでございます。

○柳岡秋夫君 きょう大蔵省から来ております

か。ことしは非常に昨年後半から好景気によつ

て税収入が異常な伸びを示していると、まあこ

うふうに予測をされているわけです。そこで、

一部では予算編成時でも二千億から三千億の自

然増収というものがあるだろうといわれておるわ

けです。そして最近ではさらにそれが大幅に伸び

まして、八千億近いこの自然増収が見込まれるん

ではないか、まあこういわれているわけです

が、大蔵省はどういうふうに予想と申しますか。

○政府委員(米田正文君) ことしの自然増収につ

いては、いろいろ新聞や雑誌等でもいわれておる

ことも承知をいたしておりますし、当院の委員会

においてもそういう御意見のあることを承知をい

たしておりますが、大蔵省といたしましては、この

自然増収の測定については、省内でいろいろと資

料を集め研究を要する問題でございますが、今

日の時点ではまだ数字的には出しておりません。

○柳岡秋夫君 三十九年と四十年ですか、実

期が一ヵ月さかのぼつてというよりも、一ヵ月

早くなつて九月実施ということになつたのです

が、これは一体どういう観点からそういうふうに

思ひますか。これは当然のこととございま

す。

○柳岡秋夫君 それぞれ給与、あるいは三公社五現業等を御参考

して勧告を出され、これをできるだけ尊重して

まいるというのは、これは当然のこととございま

す。

○柳岡秋夫君 まことに微力でございま

すので、柳岡先生の御期待どおりいかが存

じませんが、人事院勧告といふものは公労協の仲

裁裁定ほどの強い法律的な権限はございませんけ

れども、労働大臣といたしましては、一步でも一

歩でも前向きに人事院勧告が実施されるように、

微力ではありますけれども、私の与えられました

したがいまして、数字的に今日申し上げることはできないのでござりますが、まあいまのところ財政が悪くなると、いう見通しはございません。ある程度よくなるであろうということは予測をいたしておりますが、数学的にまだ申し上げる段階ではございません。

○柳岡秋夫君 財政的にもある程度明るい見通しがある。それで、労働大臣も総務長官も、とにかく前向きでマンネリを打破してことしの解決をしていきたい、まあこういうことですから、私たちはとても、ことしの人事院勧告はおそらく完全に実施をされるであろうと、まあこういうひとつ期待を強く持ちたいと思います。

〔委員長退席 理事藤田藤太郎君着席〕

そこで、もう一つお聞きしたいのは、行政調査会ですか、これが三十九年の九月に、國家公務員に対しても、団交権、あるいはストライキ権といふような労働基本権を与えるべきではないか、与えるべきだと、まあこういう意見を出しております。しかも、先ほど来お話がございましたように、人事院というものが完全にこの代償機関としての機能を持つておらないということであれば、私は、憲法で保障されたそうした基本権は当然公務員にはあると、まあこういうふうに考へるわけでございますけれども、今日これについて労働大臣はどういうふうにお考へですか。

○政府委員(増子正宏君) 労働大臣がお答えになる前に、私一言申し上げたいと思ひます、公務員のいわゆる労働基本権の問題につきましては、御指摘のように、臨時行政調査会の答申もござります。また、それ以前にもいろいろな観点から調査審議をしたことがあるわけですが、現在におきましては、政府としまして、引き続きいろいろな角度から検討いたしておりますが、実は、御承知のように、国家公務員のほか、地方公務員、あるいは公共企業体の職員をも含めまし

議が行なわれておりますけれども、できるだけ早くこの審議会が再開され、それらの問題が審議されることを私ども望んでおるわけでございません。

○山本伊三郎君 委員長から発言するのはあれですが、聞くにたえませんので、一言労働大臣に聞

きたい。

先ほど国家公務員法並びに地方公務員法の問題とILLOの問題を引き出されまして法的解釈をされました。が、労働大臣はたぶん御存じだと思いますが、昭和二十二年当時です、国家公務員法ができます。非常に問題が起こりました。當時の国會議事録を見られるわからと思う。やはり労働三権

を剝奪するということは、公務員ということでもありますから、公務員のストライキ権、あるいは団体交渉権を奪うということから、代償機関として人事院を設けるということであの人事院が設けられたのであります。しかし、それでも相当問題はあつたのです。人事院じゃわれわれは承知できなかつた。また、人事院も五月実施というのをなつかなかやらなかつた。しかし、どうしても何かの形で公務員を保護しなければならんということから、昭和三十五年に初めて人事院が五月から実施されたのであります。その後仲裁裁判を出したまでもなかなか政府は完全にやらなければならぬといふことで、相当やつた結果、多数をもつてこの法律が通つたわけであります。その後仲裁裁判を受け取れませんから、その点ひとつ労働大臣からはつきり答弁を願いたい。

○國務大臣(早川崇君) 私は、法律的に、確かにILLOの場合の解釈、あるいは法律上の解釈だけを申しておるのであります。決してこれはILLOはそうだけれども、日本の場合は人事院勧告とすべきであるということを実は勧告したわけなんです。そこに大きい意味があると思う。したがつて、この問題は、法律解釈だけでの完全実施を避けようと思うならば、私は政府をもつと追及しなければならんと思う。予算委員会で私が言ったように、公務員諸君は日本の全労働者の中において、ベースアップの率については民間単産のおのの違いましょう。あるいは公労協も違いますけれども、ほとんどの実施時期は四月に実は実施されてしまう現状なんですね。したがつて、先ほど労働大臣は、法律解釈はこうなつておるから、一応完

全に実施しなくても違法でないということを説明した答弁だと思いますけれども、私は、やはり人間が五月から実施すべきであるという勧告をしました以上は、政府がこれを守らなければ、いわゆる私は政府の不誠意だけでなく、人事院の存在を無視したと私は思つておるんです。それならば人事院は要らんじやないですか、政府はかつてにきましたが、政府がこれを守らなければ、いわゆるILLOの問題を引き出されまして法的解釈をされたときにはちょうど占領当時でありましたけれども、非常に問題が起こりました。當時の国會議事録を見られておると思う。五月でもわれわれもいいじゃないですか。人事院の存在すると、どう値をあの法律でのわずかな解釈ではなくして、憲法二十八条からくるところの精神からいえども、非常に問題が起こりました。當時の国會議事録を見られるとわかると思う。やはり労働三権を剥奪するということは、公務員ということでもありますから、公務員のストライキ権、あるいは団体交渉権を奪うということから、代償機関として人事院を設けるということであの人事院が設けられたのであります。しかし、それでも相当問題はあつたのです。人事院じゃわれわれは承知できなかつた。また、人事院も五月実施というのをなつかなかやらなかつた。しかし、どうしても何かの形で公務員を保護しなければならんということから、昭和三十五年に初めて人事院が五月から実施されたのであります。その後仲裁裁判を出したまでもなかなか政府は完全にやらなければならぬといふことで、相当やつた結果、多数をもつてこの法律が通つたわけであります。その後仲裁裁判を受け取れませんから、その点ひとつ労働大臣からはつきり答弁を願いたい。

○國務大臣(早川崇君) 私は、法律的に、確かにILLOの場合の解釈、あるいは法律上の解釈だけを申しておるのであります。決してこれはILLOはそうだけれども、日本の場合は人事院勧告とすべきであるということを実は勧告したわけなんです。そこに大きい意味があると思う。したがつて、この問題は、法律解釈だけでの完全実施を避けようと思うならば、私は政府をもつと追及しなければならんと思う。予算委員会で私が言ったように、公務員諸君は日本の全労働者の中において、ベースアップの率については民間単産のおのの違いましょう。あるいは公労協も違いますけれども、ほとんどの実施時期は四月に実は実施されてしまう現状なんですね。したがつて、先ほど労働大臣は、法律解釈はこうなつておるから、一応完

いたしたいと思います。

○山本伊三郎君 説解じゃないです。われわれは法律の法意といふものを決して私は否定しようとするものではありません。むしろ逆でございま

いたしましたことは御存じのとおりだと思います。

○國務大臣(早川崇君) ただいまお答えいたしましたように、人事院という機関があり、勧告するおるのは、仲裁裁判は別として、人事院勧告には以上的、当然これは尊重していかなければならぬと

いうことは、私たびたびお答えしておるとおりでござります。

○山本伊三郎君 それはわかるのですよ。だから、先ほど言われた問題について、私の言つておるのは、仲裁裁判は別として、人事院勧告には以上的、当然これは尊重していかなければならぬと

いう法律上の強制がないという、そういうこ

いいのだという私は受け取り方をした。そうであれば、今までの各関係機関の答弁はそうで全然なかつた。また、そういうことを私は言うべきでないと思うのです。そういう意味にとつたので、そうでなければそうでないということだけであつ

○國務大臣(早川崇君) 先般の御質問は、法律的なI-Lの解釈とか、あるいは確かに仲裁裁判によってはつきり拘束すると書いてある。また、それを政府は尊重しなければならないとはつきり書いておる。人事院勧告には、当然のこととそれを削除したのか知りませんが、国会を拘束するとも書いておりませんし、政府はこれを尊重しなければならないということを法律にも書いておらないのだといふことだけを申したのでありますて、成立の経過、人事院といふものの勧告権がある以上、政治的立場その他を、あるいは労働基本権の立場からいって、これができるだけ尊重すること、これは私は当然だと、こういうお答えをいたしたのでございまして、その間の食い違いはないものと確信いたします。

○山本伊三郎君 それはそういうばくは説明でけつこうだと思うのですが、これは重要な一つの問題を含んでおるというので、私はたびたびこういうことを重ねて言っておるのでありますけれども、私は、人事院の勧告を今まで過去七回だと思いますが、私は三十五年から内閣委員会をやつておりますから覚えておるのでありますが、その論議の過程では、総務長官はきょうおられませんが、あるときは労働大臣が担当大臣をやられたときもありますけれどもとにかく尊重すべきである、実は仲裁裁定も尊重すべきであるということは、いわゆる争議権もなければ、団体交渉権、団結権もないといふものであるから、したがつて、人事院といふものを置いて公務員のいわゆる給与とか労働条件を守つて生活を守らうといふのは、当然でありますけれども、人事院勧告も、あの国家公務員法全般を読んでみなさい、勧告を尊重しなければならぬようになつていますよ。と申しますのは、いわゆる争議権もなければ、団体交渉権、団結権もないといふものであるから、したがつて、人事院といふものを置いて公務員のいわゆる給与とか労働条件を守つて生活を守らうといふのは、いわゆる争議権もなければ、団体交渉

趣旨なんですよ。したがって、人事院勧告を尊重する必要はないというような解釈は絶対出できませんよ。ただ、法律で強制しているかどうかといふことは、私は法文のあやだと思つております。労働法規から言うと、大きい問題から言うと、私は別に差別すべき問題ではない、こういう私らは考え方で今日まできておるんです。しかも、それは池田総理も佐藤総理も、予算委員会で私の質問に、そのとおりであります、ただ、国の財政がこういうことありますので、やはりこの点でしんぼうしてもらいたいということで、二年前ですか三年前に、十月のやつを一ヶ月繰り上げて九月にしたことでも私は経験があります。それ以外に何も理由がない。したがつて、私は、今度の場合は、やはり財政問題で六人委員会でいろいろそういうことを論議をされると思う。それならば私はこれから別の問題に考える。労働大臣は先ほど説明されましたので、私は、法律上の問題の差によって人事院勧告を今まで完全に実施していないということであると了解しますが、それで労働大臣いいですか。

れども、今度は財政的に悪いから公務員の給与の増収を実施する。昭和三十五、六年当時の国の財政状況としてはよもや言うまいと、私はこう思つてゐる。今年完全実施しなければするときが私はないと思うんですよ。昭和三十五、六年当時の國の財政状況としてはよもや言うまいと、私はこう思つてゐる。今年完全実施しなければするときが私はないと思つてゐる。昭和三十五、六年当時の國の財政状況としてはよもや言うまいと、私はこう思つてゐる。今年完全実施しなければするときが私はないと思つてゐる。昭和三十五、六年当時の國の財政状況としてはよもや言うまいと、私はこう思つてゐる。ますので、この点はひとつ大蔵当局として、あなたが政務次官として私の言うとおりであるということを言つてもらえければけつこうですが、どうですか。
○政府委員米田正文君　まだだいぶ先のお話でございまして、いまからことしの税収の伸びが幾らあるかということについては、さつきもお答えをいたしたとおりでございますから、そういう時点できざいます。今後の推移を見まして、私どもできるだけのこの問題については誠意をもつて担当したいということだけは御答弁できると思ふております。
○山本伊三郎君　政務次官に言っておきますが、大臣ともまた実は私この前いろいろ話したのです。が、今度は相當誠意をもつてやるということを言っておられました、これは正式な場所ではございませんでした。それで、あなたから十分お伝え願いたいと思うのです。私は社労の委員長になつて、なかなかかほかに行けませんので、この機会にあなたにお願いしておきますけれども、大臣に、本年は、去年やおととしというような形でおさめようと思ってもそれはだめだ、大きい問題が起こつても、私は六人委員会の方々から何も聞いておられませんけれども、この前の福田大蔵大臣が、それががんとして聞かなかつた。大蔵省はさいふを握っているのですからやむを得ない点もありましたけれども、昨年は非常に不景気とすることです、その後相当税収がありましたけれども、不景気といふことであればおさまつたようありますけれども、今年はそう簡単におさめられませんよといふことを、あなたの女房役として、政務次官として十分ひとつ大蔵大臣に言つてもらいたいと思いますが、その点どうですか。

○政府委員(米田正文君) 私からいまの趣旨は、お伝えをいたしておきますが、自然増収等を目標にして、たいへん希望を持っておられるようですが、私どもも決してそれに反対ではございません。ただ、いろいろとたくさんほかにも希望がございますし、なお勧告が出た上でのことですが、ざいますけれども、そうでなく、いろいろございましたから、この辺も、閣僚会議もあることとございまして、これだけですとたいへん簡単でございませんけれども、そうではなくて、いろいろございましたように、昭和二十三年の政令二〇一号によつて公務員の労働基本権が奪われた、そういう過去の経過からすれば、当然人事院勧告といふものが代償機能として十分果たしていない、ということになれば、それは憲法に保障された労働基本権といふものは当然公務員にはあるのだ、こういふやうはり解釈が私は当然できる、こういうふうに思うわけです。これについては公務員制度審議会で全般的な問題を討議中だといいますけれども、しかし、それは公務員制度審議会でそういうような論議をすることを待つまでもなく、そうしたことは当然法律的な解釈からいってもあるというふうに私は考えます。この点については、ひとつ先ほど人事院のほうからのお答えだけで、労働大臣のお答えをいただいておりませんから、労働大臣の見解をお聞きをしたいわけでございます。

○国務大臣(早川崇君) 現状におきましては、憲法第十五条による公務員は全体の奉仕者であるという立場から、ある程度団交権、ストライキ権を制約するということは、最高裁判例によりましても合憲であるということの判断がござります。さ

らに、立法論といったしまして、団交権、あるいはストライキ権を与えたらどうかという御意見に対しましては、先ほど総理府からお答えいたしましたように、公務員制度審議会等の機関におきまして十分検討して結論を出したいと考える次第でござります。

○柳岡秋夫君 法律でそういうような基本権を制約をしているということは、やはりこれは ILO の原則からいっても、それにかわるもののがやはり前提としてなければならないわけですね。これはもう国際的な常識でございますから、当然人事院がそういう機能を持っているならば人事院の勧告が完全に実施をする、そういう前提があつて初めてそうした基本権の制限というものは受けるであろうというふうに私は考えます。

毎年毎年勧告を出して、こうして政府によって無視をされてきておる。一体人事院としてはこれをどういうふうに考え、その勧告を出しちゃなじでいいというふうにはならないと思うのですけれども、総裁の見解をお聞きしたい。

○政府委員（佐藤達夫君） いまさらという感じが先立つので、私どもの先ほど申しましたような便命から申しますというと、当然これは完全に実施していただきないと公務員制度そのものの趣旨に沿わないことになるという意気込みを持って毎年毎年できるだけの努力はしておりますけれども、その結果においては御承知のとおりであります。それで、まことに残念と申しますか、遺憾と申しますか、ことばがございませんが、今回もまたこれいざれ先ほど触れましたように、勧告ということになるとどうかと思いますが、ことしこそは、先ほど西大臣のお話もありましたし、たいへん希望的なお話をだと私は承っておりましたが、ぜひ完全実施をしていただきたい、そういう意気込みでさらに努力をするつもりでおります。

とえば予算委員会でちょっとと出ましたけれども、五月実施が十月なりに実施をされたということとで、実質的に昨年の場合は一万四、五千円の減損になつておる、こういわれておりますね。そうすれば、当然今度の勧告の中ではそういう実損もある程度考慮に入れた金額の決定ということが必要である

○政府委員(佐藤達夫君) その点がわれわれとしては大事なところでありますて、よくそういう要望を承っておりますけれども、これはどうも筋が通らないというのが私どもの基本的態度であります。それは、すなわち、私どもは公労委の仲裁裁定以上的重要な権限を与えておる、それは、すなわち、国会に直接勧告申し上げるという権限限さずござつてゐる。こゝに於て、おほざる話こ

出来ましたように、これが国会の立法措置によつて
もう完結してしまう。したがつて、国会である形
のものが最終的にきました以上は、これは国
権の最高機関がおきめになつたことござります
から、万事そこで結末がついてしまう。したがつ

○國会がおきるに至る前に、ひとと通り形でこれが実現するよう、ということをわれわれあらゆる努力を申し上げて、また、ここ数年来は、国会のこのような場面において勧告が出たらすぐ議員立法でも何でも出していただくくらいのひとつ御配慮をお願いしたいということを強く申し述べてきたのであります。したがいまして、国会においても十分お力をいただきたいということをこの機会に申し上げておきます。

○柳岡秋夫君 そこで、若干具体的な問題に入るわけですが、一つの問題は、現在の賃金体系についてです。これはすでに現在の体系が施行されましてから、もちろん若干の手直しはございましたけれども、大綱的には三十二年に決定をされましたものが現在施行されているわけです。その当時さえも、この体系は五年くらい使われればいろいろ矛盾も出てくるだらう、こういうことがいわれてきたわけでございますが、現在この体系が、現

在の職員構成、こういうものとにらみ合わせてみまして非常に問題が出てきているというふうに思います。と申しますのは、御承知のように、職階制ですから職階給をとっていますから、ボストンにつかなければ賃金が上がらない、こういうことになっておりまます。したがつて、この十年を経

過した今日、ちょうど四十歳前後のあたりが一番頭打ちが多いという現象がいま出てきていると思うのです。したがって、この際、根本的な職階給制というものをやめることもどうかと思いませんけれども、しかし、そうした頭打ちを是正する何らかの体系の改善というものが必要ではないか、こういうふうに思ふんですけれども、そういう点はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 御指摘のように、現実の職員構成と見ますと、担当にこなすむずかしい形に

なっている、これは事実であります。これは結局終戦後に大量に採用されました公務員の方々が一団となって上へ進んでおられるという、これも異常な現象からくる結果だと思いますけれども、私もどもはできるだけの配慮をいたしましてそれらの

人々に対する特徴を考慮して下さい。おそれるれば、あります。しかし、基本的にこれを考えますと、やはりそこには法的な制約がある、それは、すなはち、申しますまでございませんが、公務員の給与関係の鉄則といたしまして、職務の性質と責任と、いうことをはつきりうたっておりますために、それらにわれわれはどうしても重点を置いて考えなければならぬ。したがって、いま御指摘の役職の、ような、一種の看板のようなものがないと無制限には扱えないというのが法の原則になりますために、そういうワクの中で私どもとしてはできるだけのことを行つてはいる。また、今後もそういう配慮を続けてまいりたいという気持ちであります。
○柳岡秋夫君 上級公務員のほうはある程度手直しをされて、実際には等級があつてもなきにひとしい状態に現在なつております。ところが、下級公務員の場合、いま申しましたように、そうした職務と責任に応じてこれを支給するという立

場から矛盾が出てきておる。したがつて、私は、この金額を決定する基準というものをどこに置くかということがまず一つの問題にならうかと思ひますけれども、この法律で「給与の根本基準」というものの六十二条を読んでみますと、必ずしもこれでやらなければならないということにも

なつてないんじゃないのかと思うんですよ。といふのは、その第二項に、「前項の規定の趣旨は、できるだけ込みやかに達成されなければならない。」と、こういうことになつておりますし、達成する目標にはなつておりますけれども、しかし、現実にこの公務員労働者が生活の面で非常に困つているということであれば、やはりこの際は、まずは給与の改定基準といふものは生計費を重点に置くということも、そのときどきの経済情勢、社会生活の情勢によって合意の改定と、うものは考えるべ

きだと、こういうふうに思ふんです。そういう観点から、この四十歳前後の頭打ちというものをこの際改善する、たとえば一定の年齢がきたらば上げていくと、こういうような措置もこの際考えていいんじゃないか、こういうふうに思ふんですけ

○政府委員(佐藤達夫君) いまお尋ねの点はまさにごともなんで、大きな意味で私どもの立場を申しますと、職務と責任云々と、こういう基準がありますけれども、一方においては、やはり公務員といえども生きものである、生計というものを維持していくのもらわなきやならぬというたてまえがございますから、いまおことばにも出ましたように、生計費なども調べておるわけです。こういう点も勘案いたしまして、いまの号俸の延伸、あるいは頭打ち関係をどう善処するかというようなことも考えておりますし、昨年やりました配偶者に対する手当の増額というようなものも、そういう考え方の一環としてお認めいただけけると思うのであります。先ほど申しましたような法の基本的なたてまえがござりますので、それは尊重しながら、その中でできるだけのことをし

○柳岡秋夫君 もう一つは、住宅手当の問題でござりますが、人事院のほうでは、住宅手当については民間企業との関係からいいますぐ実施はできなさい、こういうふうなお話のようでございます。そこで、労働省にまずお伺いしたいのは、民間企業は一体どのくらいの法定外の福利費を支給しておるか、そういう中で住宅手当というものがどの程度出されておるか、あるいは、いわゆる社宅といふものが民間企業ではたくさんあると思うのであります。そういう社宅を各事業所でどのくらい持つておられるか、そういう点がおわかりでしたらお答えを願いたい。

○説明員(石黒拓爾君) 法定外福利費について申し上げますと、昭和三十九年の調べでございます

けれども、大体現金給与総額の五ないし六%ぐら

いを平均して法定外福利費として出しております。

実額では千七、八百円に相なると思います。

そのうちの住居施設費というのは法定外福利費の

うちの非常に大きなウエートを占めておりまし

て、法定外福利費のうちの三分の一強が住居施設

費に相なっております。しかし、これは実物給与

の分でございまして、実物給与から社宅費等とし

て徴収した金を差し引いた金額でございます。御

質問の中心の住宅手当は法定外福利費のほうに

は入っておりません。現金給与総額、要するに俸

給の調査の中の他の手当というところに入れ

て計算をしておるわけでございますので、ただいま申し上げました法定外福利費のワク外と御了承

いただきたいと思います。住宅手当を支給してお

ります事業所の数は、大体これは三十人以上の事

業所についてでございますが、全事業所の四分の一強に相なっております。それから、住宅手当の

支給を受けている労働者の割合は、調査対象労働

者一〇・四%というふうに相なっておりますがござります。

○柳岡秋夫君 人事院の調査では、住宅施設を

持っている事業所、いわゆる社宅を持つておる事業

所といふのは全体の八三%以上を占めておる、こ

ういうことが出でているわけですね。あるいは入居

率で、私は、こういう住宅手当についても、今回は

そろそろ考えていく時期ではないか、こういうふ

うに思うのですけれども、今回の勧告の中で、調

査の結果、どういう方針を出していこうとするの

か、ひとつお聞かせ願いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 住宅手当の問題は、こ

こ数年来、公務員諸君の相当強い要請もございま

すし、また、いまお話を出ました公務員宿舎に入っ

ておる者とのバランスの関係から申しましても、

私どもとしてはとうていこれを無闇心では過ごせ

ないということで、問題としての意識は強く持つ

ておるわけであります。したがいまして、ここ数

年來、毎年民間の住宅手当の支給状況を調査して

まいって、ことしもやつております。ただ、問題

は、基本的に申しますと、民間における住宅

手当、これはいま労働省の御説明がありましたが

、やはりこのところはまだ調査の結果待ちとい

うことです。

○藤田勝太郎君 佐藤總裁にこの際一言だけ聞い

ておきたいのですが、国家公務員の給与の問題と

いうのは、「生計費、民間における賃金その他」と、こう書いてある。賃金をきめる前提と、この

は、労働を通じて国家に貢献し、社会に貢献をす

る、それで賃金、労働条件がきまる。基準法の第

二条を見ると、賃金、労働条件は対等の立場で

ありますから、両々勘案してひとつ適切な方向を歩

みたい。したがつて、現在のところはまだ調査の

結果待ちということございます。

○藤田勝太郎君 佐藤總裁にこの際一言だけ聞い

ておきたいのですが、国家公務員の給与の問題と

いうのは、「生計費、民間における賃金その他」と、こう書いてある。賃金をきめる前提と、この

は、労働を通じて国家に貢献し、社会に貢献をす

る、それで賃金、労働条件がきまる。基準法の第

二条を見ると、賃金、労働条件は対等の立場で

ありますから、両々勘案してひとつ適切な方向を歩

みたい。したがつて、現在のところはまだ調査の

結果待ちということございます。

○政府委員(佐藤達夫君) お尋ねの趣旨をとらえ

そこなつておるかもしませんけれども、一応申

し上げて、さらにお尋ねを待ちたいと思ひますが、

いまのお話は、せんじ詰めますと、公務員は公務

員の独自の任務を持っておるのだから、確かに民

間に右へならぬ必要はないので、公務員そのも

のすばり、職務に必要なあるいは生活に必要な給

与といふものをとらえてやつたらどうかといふこ

とじやないかと思ひますが、そういうことです

か。

○藤田勝太郎君 や、だから賃金、労働条件と

いうものは、基準法であらわしている対等の立

場、そうしてそれにつながる三権がきちっとある

からおのずからきまるわけなんですね、私は一応

そういうものだと思ひます。だからILLOでも

そういうたてまえをとつておる。で、世界中がそ

ういうたてまえをとつておるのだから、法律上そ

うなつているのだといふことで、賃金をきめる

ときにあなたまかせというかつこうでは困ります

よ、賃金をきめる本則から言えれば。だから、やっぱし

国家行政の執行者としての非常に重大な任務を持

つにふさわしい再生産への道と生活の道とをあわせた賃金というものが何かものさしになるのだ、ものさしのウエートといふものは、やっぱりそらあたりがウエートになつて今後賃金をきめていくべきではないかと私は思うのです。ですが、法律を見ると「生計費 民間ににおける賃金その他」と、こうあるから、人事院総裁の賃金をきめることの心境を聞いているわけなんです。

○政府委員(佐藤達夫君) わかりました。心境を率直に述べよということになりますと、実はよその場合でも私申し上げたことがあるかと思うのであります。私は明治憲法のころから内閣の法制局におりましたのですが、そのころは実は官吏と申しました。官吏の給与といふものは私ども法制局が立案しておつたわけです。その意味では給与の制度とは私は縁故が非常に深いわけであります。そのころは民間給与を糧需に調べてといふことは全然やりません。官吏の仕事にふさわしい額、それから、また、官吏の生活を維持するのにふさわしい額、及び、官吏の体面を維持するのにふさわしい額といふよう三つぐらいのポイントを頭に置きました。ほんとうは白紙の上に数字を並べるぐらいのおおらかな給与制度であったわけであります。したがいまして、物価の上がり下がりとも直接関係はなかつたわけであります。私は大体二十年近くおりましたけれども、在任中は給与の大幅な賃上げ、賃下げもなかつたと思つております。そういうことは私は一つの行き方であります。あるいは本来望ましい姿ではないかと、回顧的復古調になりますけれども、そういう気持ちをときどき抱くことがござりますけれども、ただし、今日の現状から申しますと、やはり一方においては公務員もやはり民間の労働者と同じ労働者だ、公務員だからという特権的な立場といふものは一般には認められない、同じ労働者じやないかという見方をする場合においては、やはり民間の労働者の方々の関係も十分これに配慮いたしませんと、國民大衆、あるいは納稅大衆の納得するような給与制度にはならない、

あるいは支持を受けられないゆえんではないかと、いうことが考えられて、それでおそらくいまの制度ができるおとと思います。したがいまして、いよいよお話をききますと、たとえば、本来、憲法二十八条の団交権を持つてしかるべき性質の労働者ではないか、しかるに団交権はこれを否定され、そこで代償機関ということがさっきからおおへりましたけれども、代償機関を設けておる、そこで代償機関ということがさっきから御議論にありましたけれども、代償機関を設けておる、そこで代償機関といふことになつてしまつて、その間を縫つて適切な給与を勧告させようとしていることになつてしまつります。それで、観点を変えてこれを見ますと、今度は四月調査といっておりますその調査の対象となります民間の給与といふものは、団交の結果、物価が上がったからこれだけ上げてくれという労働者諸君の力、それから使用者側の力といふものがそこに結び合わされまして、賃上げの結果といふものが出ておるわけであります。それをまずとらえてわれわれがこれを手がかりにするということとは、大きな意味からいつて間違つていいのじやないかといふ気持ちでおぼつてあります。しかし、それにしても実施時期の問題になれば、四月調査の現在でそうだから、せめて五月ごろまでは完全にさかのつかないから、せめて五月ごろまでは完全にさかのつかないからこれまでの筋が通りませんよとお話しになります。

○柳岡秋夫君 時間がきましたからこれでやめますけれども、今まで論議をされましたように、人事院といふものが法律上その完全な代償機関機能といふものを持つていないと一応いわれております。しかしながら、歴史的な経過、あるいは現在の公務員が労働基本権といふものの制限を受けていたという現実の上に立つと、やはり國民も人事院勧告を尊重する体制に努力をいたしたいと思っております。

○国務大臣(早川崇君) 直接私の所管ではございませんが、労政問題で頭を悩ましておる方が人事院勧告の問題でございます。御趣旨に沿いまして、微力ではございますが、これは大蔵大臣、あるいは総務長官あたりにも強く要望して、人事院勧告を尊重する体制に努力をいたしたいと思っております。

○委員長(山本伊三郎君) 他に御発言もないようでございますので、本日の調査はこの程度にとどめておきます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三分散会